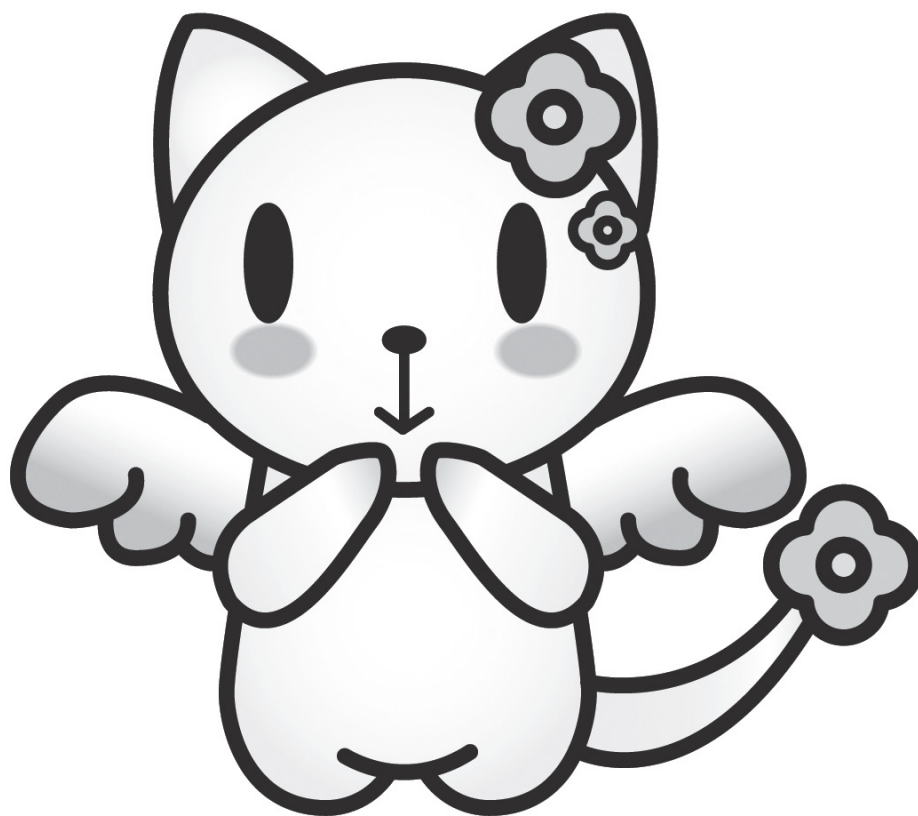
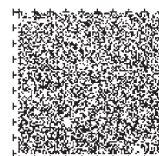


# せたがやホッと子どもサポート 活動報告書 〈平成 28 年度〉



マスコットキャラクター なちゅ

世田谷区子どもの人権擁護機関



〈名称〉：世田谷区子どもの人権擁護機関

〈通称〉：せたがやホッと子どもサポート（略称：せたホッと）



マスコットキャラクター なちゅ

## はじめに

### 思いやりに満ちた寛容な社会を願って

子どもサポート委員 いちば 一場 よりこ 順子

「せたホッと」の事業がスタートして5年目に入りました。

28年度に新しく受けた相談のうち、子ども自身からの相談が6割をこえています。相談内容も対人関係の悩みやいじめについての相談が合わせて3割をこえています。対人関係の悩みの中にはいじめに移行しそうなケースもあるので、やはり子どもたちの悩みの中でもっとも多いのがいじめであるといえるのではないのでしょうか。

いじめは人間関係の中でおきることなので、いつでもどこでも起こりうることだと言われています。ストレスの発散、遊び、他人をうらやむ心などを背景として、日本だけでなく外国でも、子どもでも、おとなの間でも起こります。いじめられたとかいじめたということだけでなく、まわりにいじめがあったかどうかを聞けばおそらくみんな経験があるという答えが返ってくるでしょう。いつでもどこでも起こりうることですが、大事なことはいじめをエスカレートさせないということだと思います。

いじめ防止対策推進法が制定されてから、社会の中に、いじめは犯罪だという誤解が生まれているような気がします。先生や保護者にいじめについて話を聞くと、いじめは犯罪だと思っている方にあることがしばしばあります。いじめは、相手の、人権、人として尊重される権利、を侵害する行為といえるので、いじめで相手の子どもが傷ついているといわれたらすぐにそのような行為はやめなければなりません。しかし、だからといっていじめが犯罪だという考えは正確ではありません。いじめの中にはエスカレートして犯罪行為といえるものがあるというのが正確な言い方だと思います。

保護者の中には、自分の子どもが誰かをいじめているといわれて、でも相手が悪いとか相手が先にやったとか強く抗議される方がいらっしゃいます。いじめが犯罪であるとの思いがあるから我が子を守ろうと懸命に否定されるのだと思います。でも子どもの将来を考えたら、自分の子どもの弁解を安易に信じないで、自分の子どもの行為で他人を傷つけたという事実に向き合うことが保護者にとっても子どもにとっても必要です。反省し、二度としないと誓うことこそが重要だと思います。

子どもは失敗しながら成長していきます。社会の中で子どものあやまちを強く非難する風潮がありますが、子どもの成長発達の中で失敗するのは当たり前のことだと思います。やったことから逃げないで事実に向き合うことはその子の人生にとって必要なことで、大切なのは相手の心身が傷ついていることを思いやる気持ちだと思います。

他人に対する思いやりが欠けた社会は他人に不寛容な社会であるともいえます。子どもたちの成長発達をやさしい気持ちで見守る社会であってほしいと願っています。

# も く じ

はじめに 子どもサポート委員 一場 順子

## I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

1	子どもの人権擁護委員の設置目的、職務	2
2	委員への協力	2
3	対象	2
4	体制	2
5	相談方法等	3
6	相談の流れ（仕組み）	3
7	擁護委員会議	4
8	これまでの経過	4

## II 平成28年度の活動状況

1	相談活動の状況	6
2	権利の侵害を取り除くための申立て等	15
3	相談方法と内容の分析	15

## III 相談対応・調整活動状況

1	事例紹介	18
2	関係機関との連携	23

## IV 広報・啓発活動

1	広報・啓発	26
2	広報・啓発物品の一覧	28
3	研修会への講師派遣	32
4	視察受入れ	32
5	他自治体との交流	32
6	関係機関との意見交換	33
7	活動報告会	33

## V メッセージ、相談者からの声

1	子どもサポート委員 半田 勝久	36
2	相談・調査専門員 小出 真由美、竹内 麻子	38・39
3	相談者からの声	41

おわりに 子どもサポート委員 月田 みづえ 42

## VI 参考資料

世田谷区子ども条例	46
世田谷区子ども条例施行規則	50
相談状況の集計推移	52
アンケート結果	58
ホッとにきゅうさい FAX	59

# 世田谷区子どもの人権擁護委員 「せたがやホッと子どもサポート」の制度

---

- 1 子どもの人権擁護委員の設置目的、職務
- 2 委員への協力
- 3 対象
- 4 体制
- 5 相談方法等
- 6 相談の流れ（仕組み）
- 7 擁護委員会議
- 8 これまでの経過

# I 世田谷区子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の制度

## 1 子どもの人権擁護委員（以下、子どもサポート委員）の設置目的、職務

### (1) 設置目的

子どもの人権を擁護し、権利を侵害された子どものすみやかな救済を図るため。

### (2) 位置づけ

地方自治法第138条の4第3項に基づく区長及び教育委員会の附属機関（\*）

\*子どもの権利侵害の事案には、区立学校で発生したものや、保育所、児童館など学校以外の区の機関で起こったもの、あるいは私立学校、職場、家庭で起こったものなど、多岐にわたることが想定される。こうした事案に対して、区長部局と教育委員会が一体となって区全体で子どもの権利侵害に関する救済等に取り組んでいくことを明確にするため、両執行機関の附属機関として共同設置した。

### (3) 職務内容

- ①子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- ②子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- ③子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- ④子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- ⑤子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。
- ⑥子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- ⑦活動の報告をし、その内容を公表すること。
- ⑧子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

## 2 委員への協力

- ・区の機関は、委員の設置の目的を踏まえ、その職務に協力しなければならない。
- ・区民や区以外の機関は、その職務に協力するよう努めなければならない。

## 3 対象

18歳未満の子どもの権利侵害にかかる事案。（子どもに準ずる場合として18歳又は19歳で高等学校等に在学等している場合も対象）

## 4 体制（平成29年3月現在）

### (1) 子どもサポート委員 3名

氏名	所属等
一場 順子（いちば よりこ）	弁護士（東京弁護士会）
月田 みづえ（つきだ みづえ）	昭和女子大学大学院福祉社会研究専攻教授 （子ども家庭福祉、社会福祉）
半田 勝久（はんだ かつひさ）	日本体育大学体育学部准教授 （教育制度学、教育法学、情報科学、子ども支援学）

各委員の独任制を原則とする。要請、意見表明等の際は、より慎重を期すために、委員間の協議により対応する。  
※上記3名は平成28年4月にいずれも再任された。

(2) 相談・調査専門員 4名

子どもサポート委員を補佐し、相談対応や関係機関との連絡、調整等を行う。  
社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、幼稚園教諭、保育士の有資格者など。

(3) 事務局

事務局として子どもサポート委員の補佐、区組織との連携・調整等を行う。  
子ども・若者部子ども家庭課の職員

### 5 相談方法等

(1) 相談方法

- 電話：0120-810-293 [フリーダイヤル]
- メール：区ホームページ 子どもなやみそうだん → せたがやホッと子どもサポート より、  
メール入力用フォームに相談内容を記入し、送信
- 面接：予約なしでの相談も可
- FAX：03-3439-6777 (ホッとにきゅうさいFAX 59ページに送信フォーム掲載)
- その他：手紙、はがきによる相談も可

(2) 相談時間

月曜日～金曜日：午後1時～午後8時  
土曜日：午前10時～午後6時 (日曜日・祝日・年末年始はお休み)

(3) 窓口所在地

世田谷区宮坂3-15-15 子ども・子育て総合センター3階  
(小田急線 経堂駅北口より徒歩7分)

### 6 相談の流れ (仕組み)





## 7 擁護委員会議

世田谷区子ども条例施行規則第15条では、「擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置する」(1項)とし、擁護委員の互選のもと代表擁護委員を置き(2項)、代表擁護委員が招集し(3項)、非公開とする(4項)と規定しています。

案件への対応は各委員の独任制を基本としていますが、会議ではそれぞれの専門分野から子どもの最善の利益実現のためにどのようにしていけばよいのか検討します。申立て案件や発意案件に関しては擁護委員の合議で方針を決めています。平成28年度は計19回開催しました。

なお、個別ケースに関する検討は、会議開催日以外にも随時行っています。

### 平成28年度擁護委員会議の開催回数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	2	2	2	2	1	2	1	1	2	1	1	2	19

## 8 これまでの経過

平成14年 4月 (2002年)	子ども条例施行
平成17年 3月 (2005年)	子ども計画策定、教育ビジョン策定
平成23年12月 (2011年)	区立校の小学5年生及び中学2年生約2,600人を対象に「子どもの生活と人権意識」に関する調査を実施
平成24年 5月 (2012年)	子どもの人権擁護の仕組み検討アドバイザー会議を設置、新たな制度の具体的検討に着手
10月	同会議にて「子どもの人権擁護の仕組み検討まとめ報告」とりまとめ
12月	子ども条例を改正し、第三者機関として子どもの人権擁護委員を位置づけ
平成25年 2月 (2013年)	子どもの人権の擁護と救済を考えるシンポジウム「新たな第三者機関の設置に向けて」開催(成城ホール)
4月	改正子ども条例を施行、せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)設置
7月	区立子ども・子育て総合センター(宮坂3-15-15)にて相談業務を開始
平成26年 6月 (2014年)	「平成25年度活動報告書」を発行
7月	平成25年度の活動報告会を開催(成城ホール)
平成27年 3月 (2015年)	区立学校の通常学級での特別支援教育に関する意見を表明
6月	「平成26年度活動報告書」を発行
7月	平成26年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)
平成28年 6月 (2016年)	「平成27年度活動報告書」を発行
7月	平成27年度の活動報告会を開催(北沢タウンホール)



## II

# 平成 28 年度の活動状況

---

1 相談活動の状況

2 権利の侵害を取り除くための申立て等

3 相談方法と内容の分析

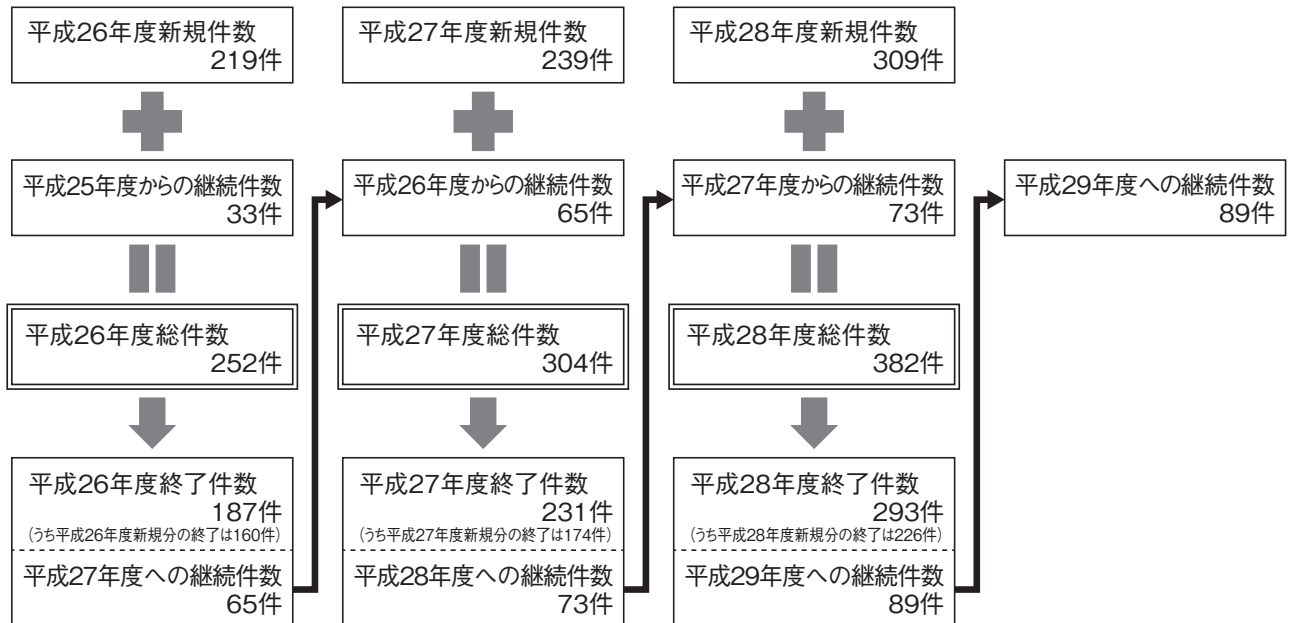
## II 平成28年度の活動状況

### 1 相談活動の状況

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの相談活動の状況は、前年度からの相談継続件数を含め、以下のとおりです。

#### (1) 相談の状況

平成28年度の新規件数は309件でした。平成27年度からの継続件数は73件だったため、平成28年度は、合計で382件の相談対応をしました。平成29年度へ継続する件数は89件になりました。



#### (2) 平成28年度の新規件数

平成28年度の新規件数、309件の月別・相談者別の内訳は以下の通りです。

	新規件数		
	子ども	おとな	月別計
4月	8 (4.2%)	8 (6.7%)	16 (5.2%)
5月	25 (13.2%)	6 (5.0%)	31 (10.0%)
6月	27 (14.3%)	17 (14.2%)	44 (14.2%)
7月	14 (7.4%)	12 (10.0%)	26 (8.4%)
8月	7 (3.7%)	3 (2.5%)	10 (3.2%)
9月	13 (6.9%)	9 (7.5%)	22 (7.1%)
10月	28 (14.8%)	12 (10.0%)	40 (12.9%)
11月	17 (9.0%)	7 (5.8%)	24 (7.8%)
12月	16 (8.5%)	14 (11.7%)	30 (9.7%)
1月	9 (4.8%)	4 (3.3%)	13 (4.2%)
2月	7 (3.7%)	15 (12.5%)	22 (7.1%)
3月	18 (9.5%)	13 (10.8%)	31 (10.0%)
合計	189 (100.0%)	120 (100.0%)	309 (100.0%)

	子ども	おとな	合計
合計	189 (61.2%)	120 (38.8%)	309 (100.0%)

### (3) 平成28年度の延べ相談対応数、活動回数

新規件数309件に前年度からの継続73件を加えた382件について、延べ相談回数は1,273回（初回から終了までの間に相談者から寄せられた電話やメールなどの相談回数）、相談者への活動回数587回（「せたホッと」から相談者に対して連絡をした回数）、関係機関との活動回数は520回（学校や区の他部署等との関係機関とのやり取りを行った回数）、そのすべてを合わせた総活動回数は2,380回となりました。活動回数の中には終了後の見守り対応も含んでいます。

なお、平成27年度の総活動回数は2,047回でした。

28年度	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	月別計	子ども	おとな	月別計		
4月	51 (6.3%)	32 (6.9%)	83 (6.5%)	29 (9.0%)	26 (9.8%)	55 (9.4%)	54 (10.4%)	192 (8.1%)
5月	105 (12.9%)	27 (5.9%)	132 (10.4%)	62 (19.3%)	26 (9.8%)	88 (15.0%)	68 (13.1%)	288 (12.1%)
6月	128 (15.8%)	48 (10.4%)	176 (13.8%)	47 (14.6%)	14 (5.3%)	61 (10.4%)	45 (8.7%)	282 (11.8%)
7月	92 (11.3%)	39 (8.5%)	131 (10.3%)	42 (13.1%)	15 (5.6%)	57 (9.7%)	52 (10.0%)	240 (10.1%)
8月	40 (4.9%)	6 (1.3%)	46 (3.6%)	16 (5.0%)	13 (4.9%)	29 (4.9%)	21 (4.0%)	96 (4.0%)
9月	60 (7.4%)	26 (5.6%)	86 (6.8%)	25 (7.8%)	19 (7.1%)	44 (7.5%)	20 (3.8%)	150 (6.3%)
10月	110 (13.5%)	28 (6.1%)	138 (10.8%)	41 (12.8%)	20 (7.5%)	61 (10.4%)	22 (4.2%)	221 (9.3%)
11月	48 (5.9%)	45 (9.8%)	93 (7.3%)	7 (2.2%)	14 (5.3%)	21 (3.6%)	34 (6.5%)	148 (6.2%)
12月	51 (6.3%)	41 (8.9%)	92 (7.2%)	11 (3.4%)	29 (10.9%)	40 (6.8%)	71 (13.7%)	203 (8.5%)
1月	33 (4.1%)	42 (9.1%)	75 (5.9%)	5 (1.6%)	29 (10.9%)	34 (5.8%)	39 (7.5%)	148 (6.2%)
2月	29 (3.6%)	60 (13.0%)	89 (7.0%)	5 (1.6%)	36 (13.5%)	41 (7.0%)	61 (11.7%)	191 (8.0%)
3月	65 (8.0%)	67 (14.5%)	132 (10.4%)	31 (9.7%)	25 (9.4%)	56 (9.5%)	33 (6.3%)	221 (9.3%)
合計	812 (100.0%)	461 (100.0%)	1,273 (100.0%)	321 (100.0%)	266 (100.0%)	587 (100.0%)	520 (100.0%)	2,380 (100.0%)

※前年度からの継続数73件を加えた382件に対する回数

	延べ相談回数			相談者への活動回数			関係機関との活動回数	総活動回数
	子ども	おとな	合計	子ども	おとな	合計		
28年度	812 (63.8%)	461 (36.2%)	1,273 (100.0%)	321 (54.7%)	266 (45.3%)	587 (100.0%)	520 (21.8%)	2,380 (100.0%)
27年度	577 (54.2%)	488 (45.8%)	1,065 (100.0%)	213 (49.8%)	215 (50.2%)	428 (100.0%)	554 (27.1%)	2,047 (100.0%)

#### (4) 相談状況の詳細と昨年度との比較

##### ① 相談の内容

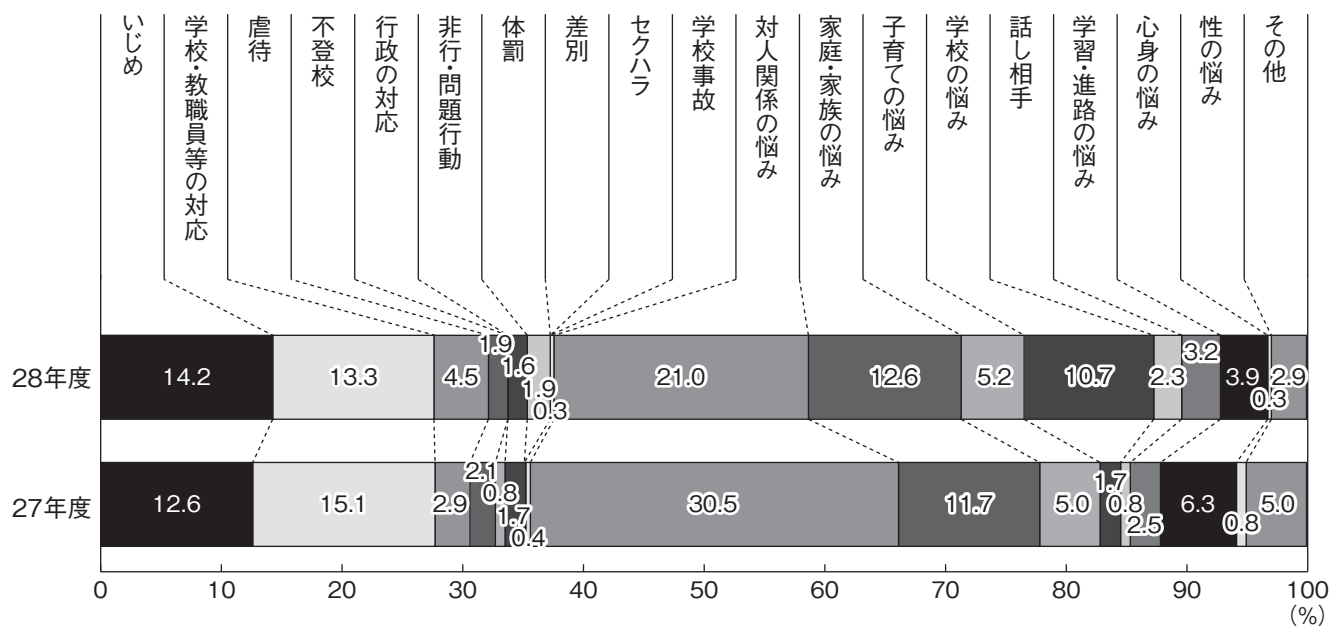
平成28年度の新規の相談内容で最も多かったのは、「対人関係の悩み」(65件、21.0%)でした。続いて、「いじめ」(44件、14.2%)「学校・教職員等の対応」(41件、13.3%)、「家庭・家族の悩み」(39件、12.6%)、「学校の悩み」(33件、10.7%)となりました。

昨年度と比べて割合で見ると、今年度は、「対人関係の悩み」に関する相談が減り、「学校の悩み」に関する相談が増えました。また、今年度は「虐待」や「体罰」などの相談が増えました。

表① 相談内容

いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
44 (14.2%)	41 (13.3%)	14 (4.5%)	6 (1.9%)	—	5 (1.6%)	6 (1.9%)	—	—	1 (0.3%)
対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
65 (21.0%)	39 (12.6%)	16 (5.2%)	33 (10.7%)	7 (2.3%)	10 (3.2%)	12 (3.9%)	1 (0.3%)	9 (2.9%)	309 (100.0%)

図① 相談内容の比較グラフ



##### ② 初回の相談者

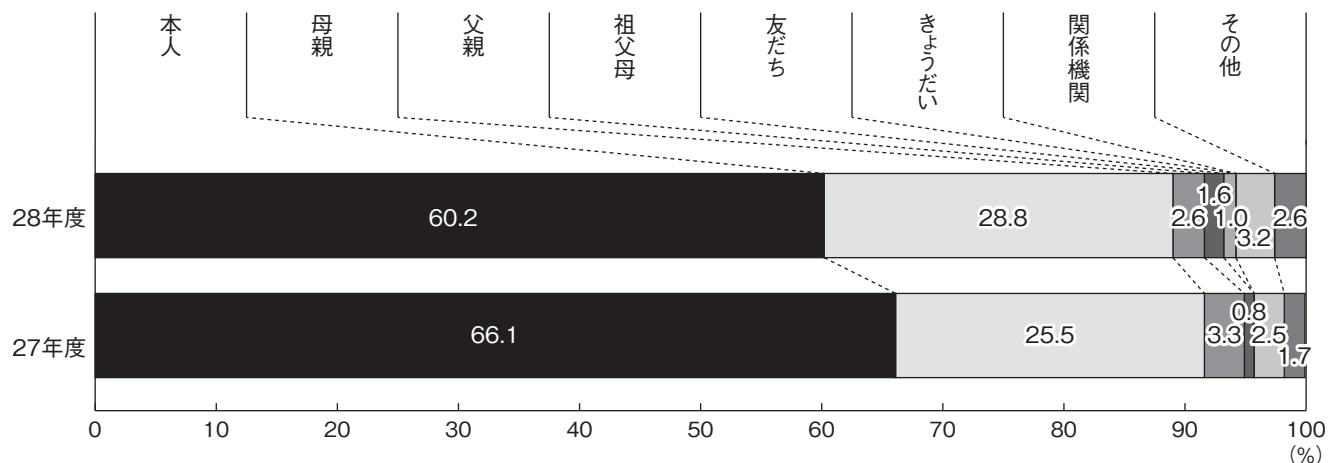
昨年度に引き続き子どもからの相談が増え、今年度は、子ども「本人」からの相談件数(186件、60.2%)と「友だち」(3件、1.0%)がおとなからの相談件数より多くなりました。権利の侵害を受けていると思われる「本人」の「きょうだい」にあたる子どもからの相談はありませんでした。親族と思われる相談者の内訳としては、「母親」(89件、28.8%)、「父親」(8件、2.6%)、「祖父母」(5件、1.6%)となりました。

また、関係機関から初回の相談が入るケースが年々、増えています。「関係機関」の内訳としては「学校」「児童相談所」「区役所の関連窓口」から相談が寄せられました。「その他」の内訳としては、「友人の保護者」や「近隣住民」などがありました。

表② 初回の相談者

本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
186 (60.2%)	89 (28.8%)	8 (2.6%)	5 (1.6%)	3 (1.0%)	—	10 (3.2%)	8 (2.6%)	309 (100.0%)

図② 初回の相談者の比較グラフ



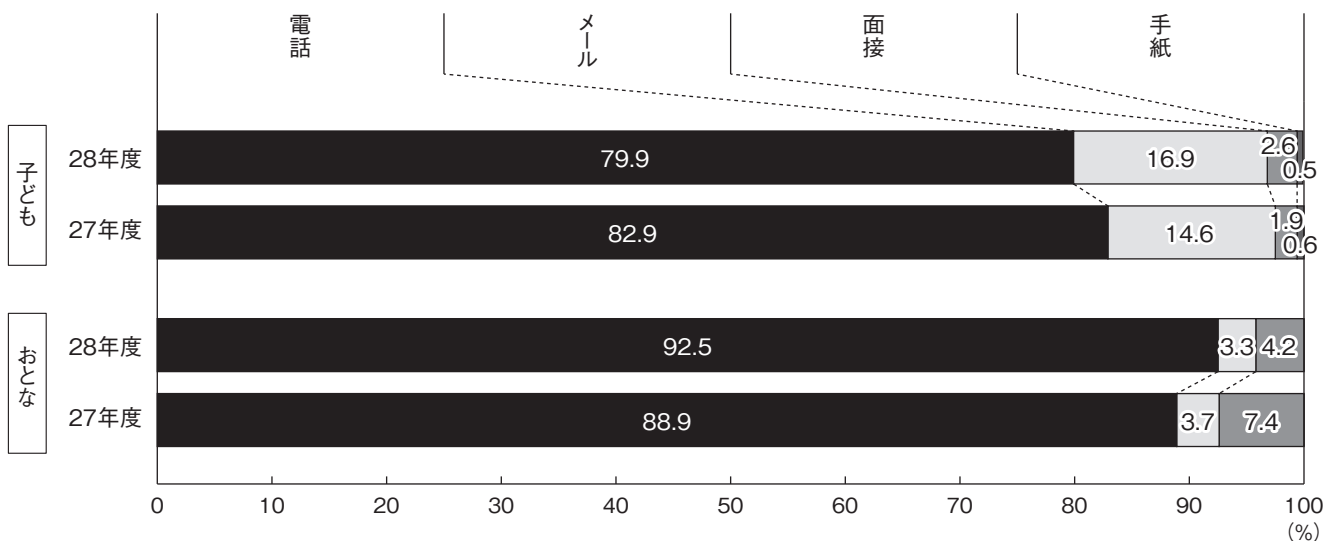
③ 初回の相談方法

初回の相談方法は、例年同様、「電話」が全体の8割以上（262件、84.8%）を占めており、次いで、「メール」（36件、11.7%）、「面接」（10件、3.2%）、「手紙」（1件、0.3%）となりました。今年度は特に子どもからのメールによる初回相談が増え、全体の約17パーセント（32件、16.9%）を占めています。

表③ 初回の相談方法

	電話	メール	面接	手紙	合計
子ども	151 (79.9%)	32 (16.9%)	5 (2.6%)	1 (0.5%)	189 (100.0%)
おとな	111 (92.5%)	4 (3.3%)	5 (4.2%)	—	120 (100.0%)
合計	262 (84.8%)	36 (11.7%)	10 (3.2%)	1 (0.3%)	309 (100.0%)

図③ 初回の相談者の比較グラフ



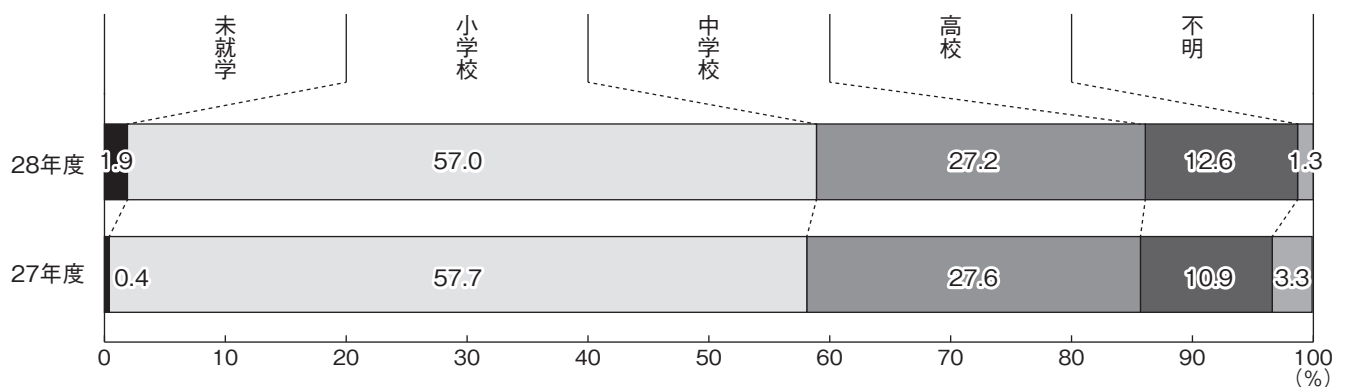
#### ④ 相談対象となる子どもの所属

相談対象となる子どもの所属で、最も多かったのは小学校に在学している子どもに関する相談が全体の約6割（176件、57.0%）となりました。次に中学校（84件、27.2%）、高校（39件、12.6%）となり、昨年度より未就学児が増加し、高校生に関する相談がやや多くなりました。

表④ 子どもの所属

未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
6 (1.9%)	176 (57.0%)	84 (27.2%)	39 (12.6%)	4 (1.3%)	309 (100.0%)

図④ 子どもの所属の比較グラフ



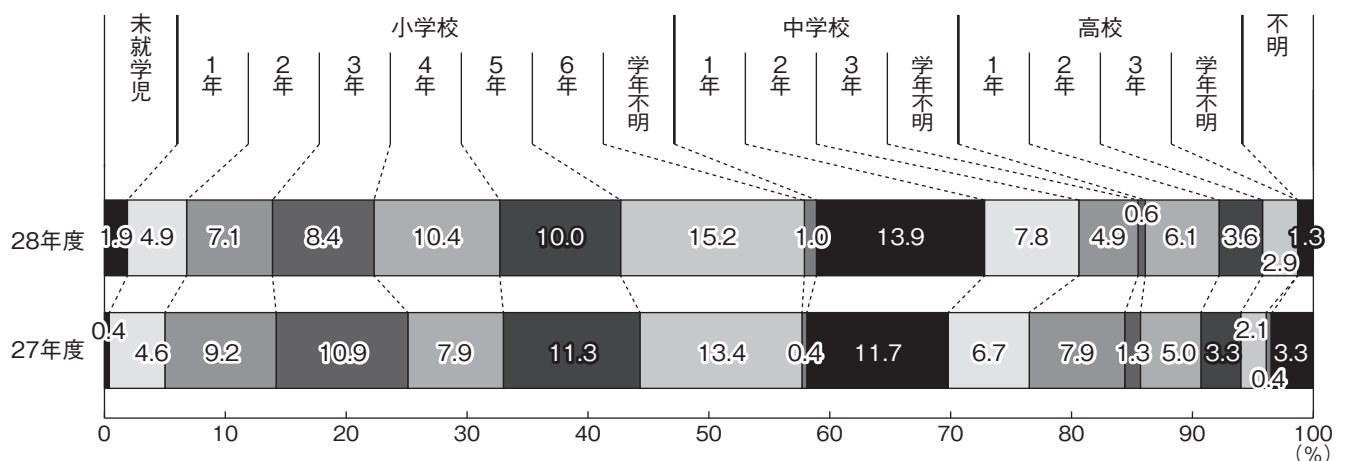
#### ⑤ 相談対象となる子どもの学年

相談対象となる子どもの学年で最も多かったのは、「小学6年生」（47件、15.2%）でした。「学年不明」の場合は、確認できずにメールや電話での相談を終えたケースが多いです。小学4年生から中学1年の相談が増えています。

表⑤ 子どもの学年

未就学児	小学校							不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	学年不明		
6 (1.9%)	15 (4.9%)	22 (7.1%)	26 (8.4%)	32 (10.4%)	31 (10.0%)	47 (15.2%)	3 (1.0%)	4 (1.3%)	309 (100.0%)
中学校				高校					
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明		
43 (13.9%)	24 (7.8%)	15 (4.9%)	2 (0.6%)	19 (6.1%)	11 (3.6%)	9 (2.9%)	—		

図⑤ 子どもの学年の比較グラフ



## ⑥ 相談者との相談方法

相談者とのやり取りを一覧にすると、相談をやり取りした回数は子どもが1,133回、おとなが727回、合計1,860回でした。昨年度は、子どもが790回、おとなが703回で、おとなの件数は大きく変わっていませんでしたが、子どもとのやり取りが増えた分、対応回数も増加しました。

そのうち、相談者からの相談方法で最も多いのは、子どもの「電話」(452回、39.9%)、次いで子どもは「メール」(282回、24.9%)となりました。おとなは「電話」(354回、48.7%)が最も多く、次いで「面接」(52回、7.2%)でした。

「せたホッと」から相談者への相談連絡方法としては、子どもに対して「メール」(271回、23.9%)おとなに対しては、「電話」(182回、25.0%)となり、傾向として、おとなは例年と大きな変化はありませんが、子どものメールの対応回数は増えています。

昨年同様、子どもはメールのやり取りが多く、メールの対応回数はおとなの7倍となりました。また、今年度は所内・訪問を合わせた「面接」での相談対応回数(190回、10.2%)が昨年度に比べてやや減少しました。その中でも特徴的なのは、「おとな」への訪問面接の回数が増えていることです。これは、今回、学校が相談者となった場合に、学校へ訪問して対応をした回数が含まれているためです。

表⑥ 相談者との相談方法

28年度	電話		メール		面接		手紙		FAX		計	合計
	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから	所内面接	訪問面接	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから		
子ども (%)	452 (39.9%)	34 (3.0%)	282 (24.9%)	271 (23.9%)	77 (6.8%)	15 (1.3%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	—	—	1,133 (100.0%)	1,860
合計	486		553		92		2		—			
おとな (%)	354 (48.7%)	182 (25.0%)	48 (6.6%)	31 (4.3%)	52 (7.2%)	46 (6.3%)	1 (0.1%)	3 (0.4%)	6 (0.8%)	4 (0.6%)	727 (100.0%)	
合計	536		79		98		4		10			

27年度	電話		メール		面接		手紙		FAX		計	合計
	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから	所内面接	訪問面接	相談者から	せたホッとから	相談者から	せたホッとから		
子ども	342	44	142	139	89	24	4	6	—	—	790	1,493
合計	386		281		113		10		—			
おとな	373	177	26	24	82	11	3	2	4	1	703	
合計	550		50		93		5		5			



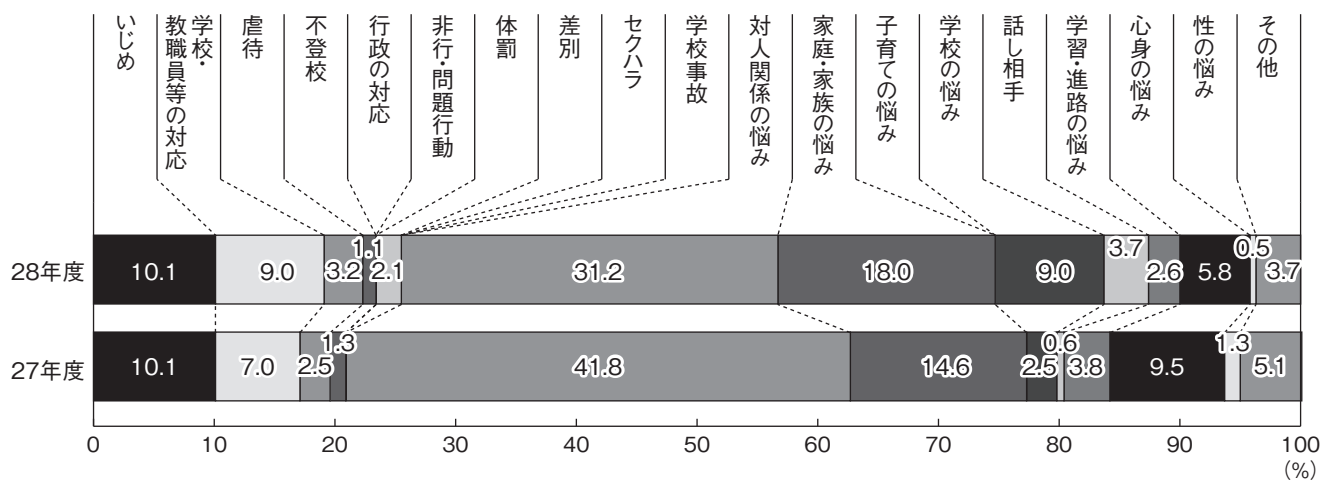
⑦ 初回の相談者が子どもの場合の相談内容

初回の相談者が子ども（本人186件と友だち3件を合わせた189件）の場合、相談の内容は「対人関係の悩み」（59件、31.2%）が最も多く全体の3割以上を占めています。続いて「家庭・家族の悩み」（34件、18.0%）「いじめ」（19件、10.1%）となりました。初回の相談者が子どもに限った場合、「対人関係の悩み」に関する相談の割合が減り、「学校の悩み」や「家庭・家族の悩み」の相談が増えました。

表⑦ 相談内容（初回の相談者が子どもの場合）

いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
19 (10.1%)	17 (9.0%)	6 (3.2%)	2 (1.1%)	—	—	4 (2.1%)	—	—	—
対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
59 (31.2%)	34 (18.0%)	—	17 (9.0%)	7 (3.7%)	5 (2.6%)	11 (5.8%)	1 (0.5%)	7 (3.7%)	189 (100.0%)

図⑦ 相談内容（初回の相談者が子どもの場合）の比較グラフ



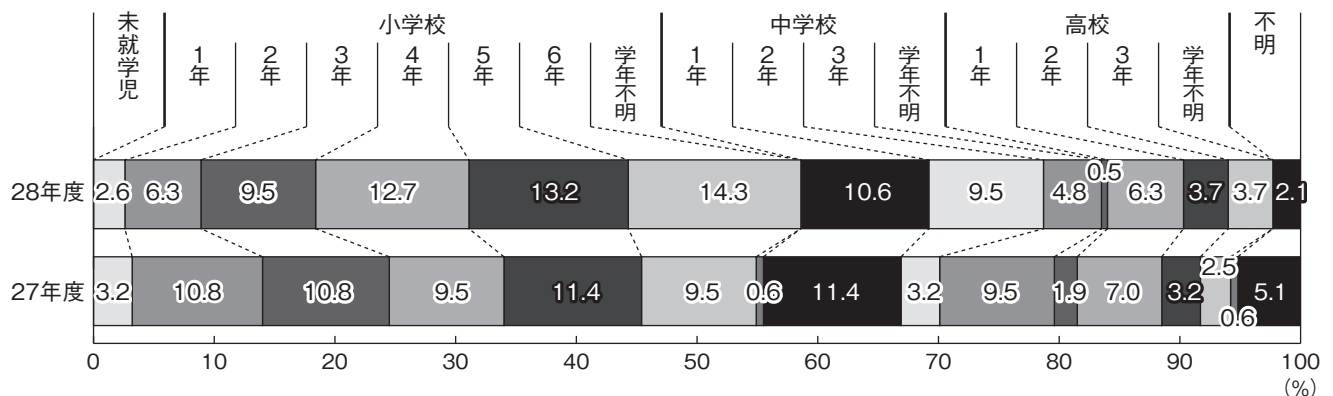
⑧ 初回の相談が子どもの場合の子どもの学年

初回の相談が子どもからの相談だった場合の子どもの学年も「小学6年」（27件、14.3%）が最も多かったです。昨年度と比べると小学校の低学年がやや減って、高学年が増加しています。

表⑧ 初回の相談が子どもの場合の子どもの学年

未就学児	小学校							学年不明	不明	合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年				
—	5 (2.6%)	12 (6.3%)	18 (9.5%)	24 (12.7%)	25 (13.2%)	27 (14.3%)	—	—	—	189 (100.0%)
中学校				高校				不明	合計	
1年	2年	3年	学年不明	1年	2年	3年	学年不明			
20 (10.6%)	18 (9.5%)	9 (4.8%)	1 (0.5%)	12 (6.3%)	7 (3.7%)	7 (3.7%)	—	4 (2.1%)	189 (100.0%)	

図⑧ 初回の相談が子どもの場合の子どもの学年の比較グラフ



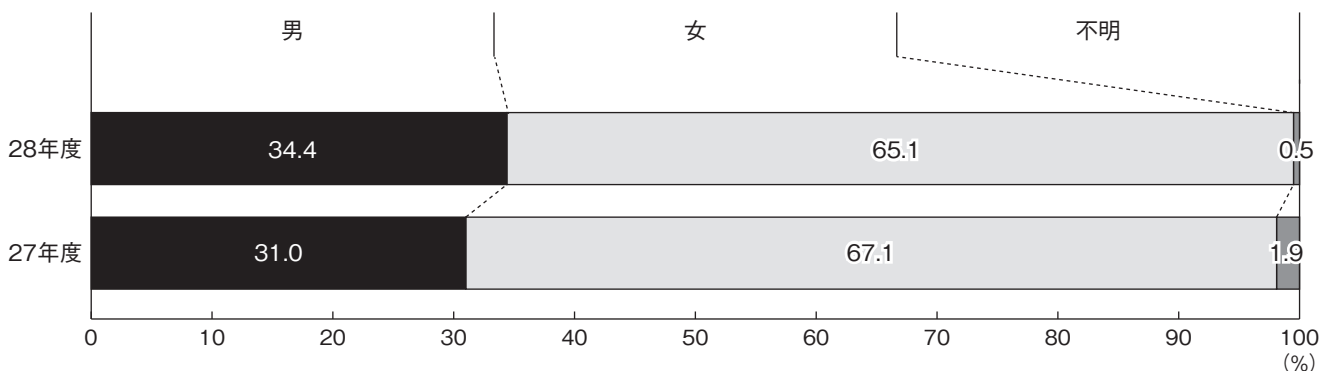
### ⑨ 初回の相談が子どもの場合の性別

子ども（189件）からの相談の男女の内訳としては、今年度も男子からの相談が3割を越え、増加傾向にあり、相対的に女子からの相談の割合は減少傾向です。

表⑨ 初回の相談が子どもの場合の性別

男	女	不明	合計
65 (34.4%)	123 (65.1%)	1 (0.5%)	189 (100.0%)

図⑨ 初回の相談が子どもの場合の性別の比較グラフ



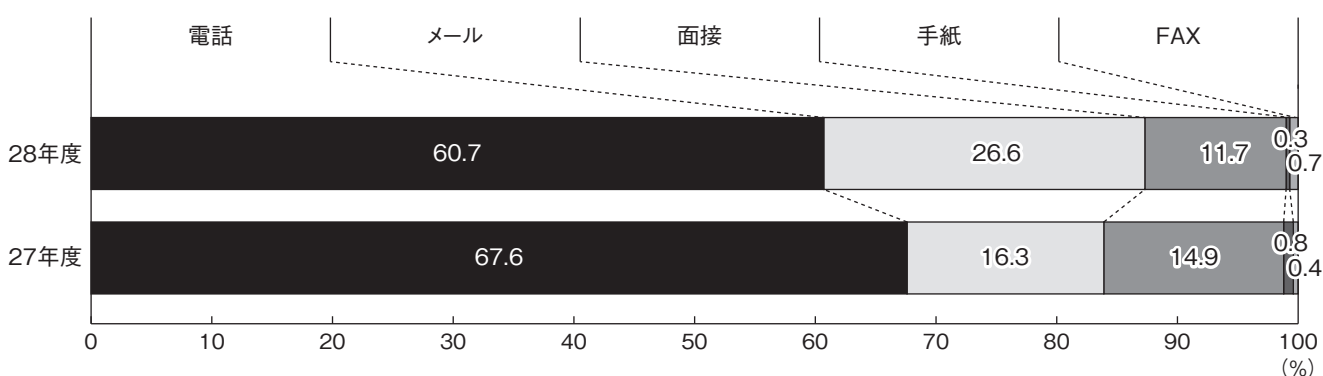
### ⑩ 委員・専門員の総活動回数（方法別）

「せたホッと」の相談活動は電話（1,445回、60.7%）が約6割で最も多く、次いでメール（633回、26.6%）、面接（279回、11.7%）となりました。総活動回数は昨年の約1.2倍と例年通りの増加傾向にあり、電話での活動回数が減った分、メールの活動回数が約1割程度増えています。

表⑩ 委員・専門員の総活動回数（方法別）

電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
1,445 (60.7%)	633 (26.6%)	279 (11.7%)	6 (0.3%)	17 (0.7%)	2,380 (100.0%)

図⑩ 委員・専門員の総活動回数（方法別）の比較グラフ



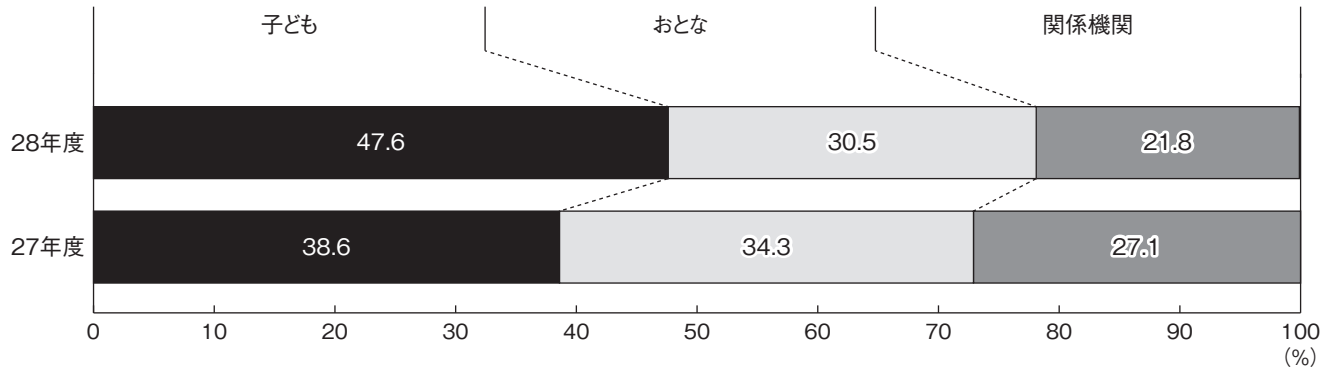
⑪ 委員・専門員の総活動回数（対応先別）

相談対応先としては、子ども（1,133回、47.6%）が5割弱となり、次におとな（727回、30.5%）、関係機関（520回、21.8%）となりました。昨年度に比べて、子どもとのやり取りが大幅に増えています。

表⑪ 委員・専門員の総活動回数（対応別）

子ども	おとな	関係機関	合計
1,133 (47.6%)	727 (30.5%)	520 (21.8%)	2,380 (100.0%)

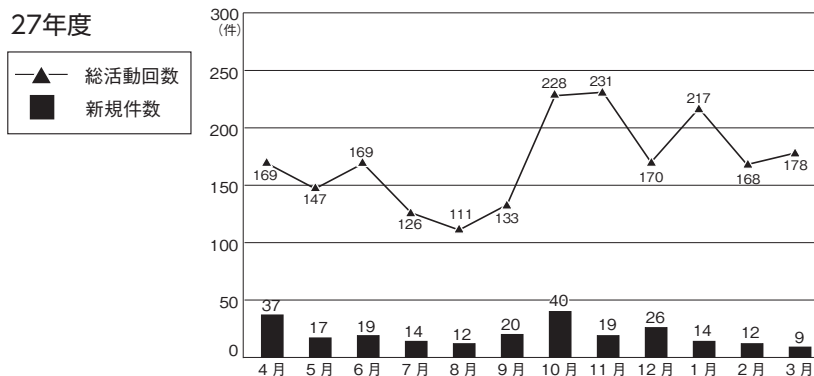
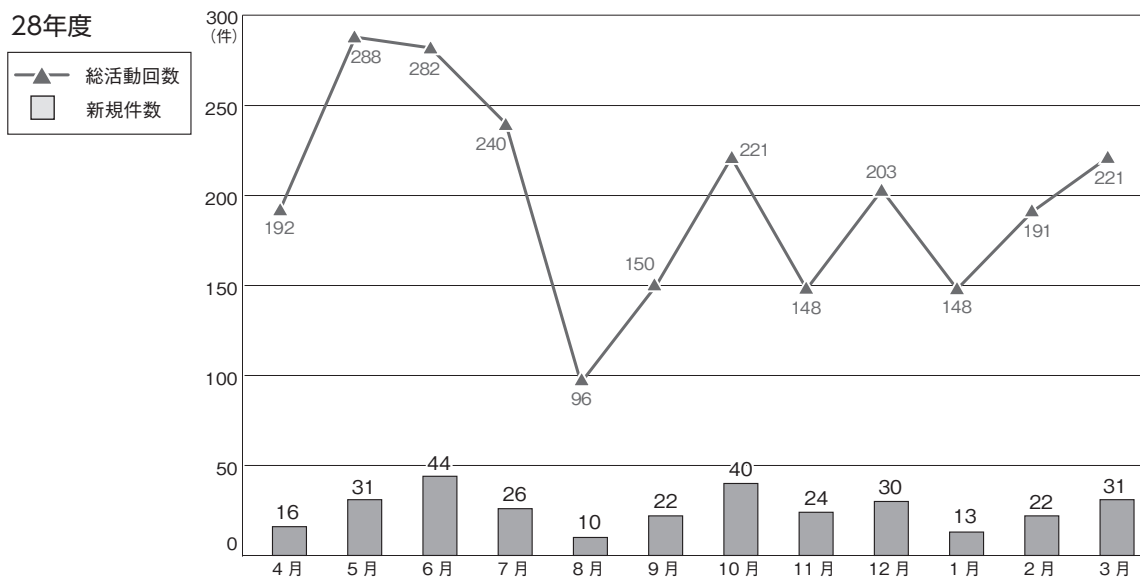
図⑪ 委員・専門員の総活動回数（対応別）の比較グラフ



⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移

新規件数は6月、10月、5月と3月の順に多く相談がありました。総活動回数は、5月、6月、10月と3月の順に多く活動しました。新規件数が多かった月には、総活動回数も比例して多くなっています。

表⑫ 新規件数と総活動回数の月別推移



## 2 権利の侵害を取り除くための申立て等

平成28年度は、世田谷区子ども条例第19条に基づく権利侵害を取り除くための申し立てはありませんでした。

## 3 相談方法と内容の分析

平成28年度の新規件数は309件あり、平成27年度からの継続件数73件をあわせると対応した総件数は382件になりました。初回の相談方法では「電話相談」が最も多く、全体の8割以上でした。この傾向は、開設当初から続いています。これは、毎年カードやリーフレット、「せたホッとレター」の配布を繰り返すことで、子どもたちや保護者の認知度が高まり、「せたホッと」に相談してみようと電話をかけてくれると思われれます。また、フリーダイヤルで固定電話、携帯電話、公衆電話からかけられることが、相談しやすさにもつながっています。

次に多い「メール相談」は、子どももおとなも年々増える傾向にあります。特に子どもからの相談では「中学生」「高校生」からが多く、学校、塾、部活、アルバイトなど生活時間が忙しい中でも、時間や場所にとらわれずに相談できるというメリットがあります。一方、メールでの言葉のやりとりが難しいというデメリットもあります。しかしながら、メールの最後に「苦しい思いが解決し、安心できるまで『せたホッと』と一緒に考えます。」など寄り添う気持ちを大切に伝えながら、10回以上のメールのやり取りを経て、子どもから「相談してよかった」「解決できた。ありがとう。」と返信をもらい、「せたホッと」としても安堵して、終了したケースもありました。

平成28年度の新規相談で、最も多かった相談内容は「対人関係の悩み」(65件)、次いで「いじめ」(44件)、「学校・教職員等の対応」(41件)、「家庭、家族の悩み」(39件)、「学校の悩み」(33件)となりました。「対人関係の悩み」の相談では学校生活において仲間作りができないなど日々の困り事や、けんかをしたがうまく和解できずにこじれて対立関係になり「いじめ」に移行していきそうなケースもありました。

「せたホッと」への相談の6割が子どもからですが、おとなからの相談は傾向として委員が対応することが多いです。その背景には、学年当初から子どもが我慢していた思いが、心身ともに限界になり、進学・進級間近の早期解決を望む保護者からの相談や、担任との関係について子どもが保護者に打ち明け、その話を聞いた保護者が対応したもののうまくいかずに相談に至ったケース等がありました。

「家庭・家族の悩み」では、思春期に伴う家族とのトラブルが多く、自分の気持ちを親がわかってくれないなど女子と母親との関係の難しさがうかがい知れるケースもありました。

また、昨年度に比べて「虐待」や「体罰」の相談が増えました。「虐待」は、昨年度7件でしたが、今年度は14件となりました。そのうち6件が子ども本人からの相談でした。父母以外の親族からの虐待が疑われるケースもありました。「虐待」に関する相談は、基本的には対応機関である児童相談所や子ども家庭支援センターを紹介したり、「せたホッと」からこれらの機関に情報提供や通告をしたりします。それぞれの機関の時間外に虐待と思われる相談を受けることもありました。他には、学校から被虐待であるが18歳以上の高校生の相談先として利用できるか等の相談がありました。「体罰」は、昨年度0件でしたが、今年度は6件となりました。特定の教職員からの被害を複数の子どもたちや保護者から寄せられたケースでは、委員・専門員で学校を訪問し、体罰が確認できた際には、子どもの権利の侵害を取り除くため管理職および当該教員に是正を要請し、教育委員会に対応の確認を行いました。

「せたホッと」は、子どもが安心して生活がおくれるように、子どもの思いに寄り添いながら対応し、見守ります。



## Ⅲ

# 相談対応・調整活動状況

---

1 事例紹介

2 関係機関との連携

### Ⅲ 相談対応・調整活動状況

#### 1 事例紹介

※プライバシー保護のため、内容等は一部変更してあります。

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談および調整の概要
<b>事例①</b> 友だち 中学生 いじめ 電話	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「私立中学校で友だちがクラスの人たちから嫌がらせを受けている。嫌がらせを止めたいが、クラスは附属小学校から進学してきた子が多くて、その子たちは仲がよいので、中学から入った私が何か言うと自分が嫌がらせをされそうで怖い。どうしたらいいか。」という電話相談を受けました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>まず、友だちへの嫌がらせを止めたいという気持ちから「せたホッと」に相談をしてくれたことについてお礼を伝え、どうすれば友だちへの嫌がらせをなくしていけるか一緒に考えていきました。友だちは「もう慣れているからいい」と諦めてしまっているということでしたが、相談者も心配していることを伝え、相談者が一緒に先生に相談しに行くことを提案すれば、友だちも先生に言いやすくなるのではないかということになり「明日友だちと話してみる」ということで電話を終えました。</p>
<b>事例②</b> 本人 小学生 対人関係の悩み 電話・面接	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「新しいクラスで友だちができない。カッとなると友だちに乱暴してしまう。みんなが自分を避けるため、意地悪をされているように感じてやってしまう。仲良くしてくれそうな子に話しかけようとしても、先生に止められて話をすることもできない。自分ばかりのけ者にされて悔しい。」という子どもからの相談がありました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>電話で話を聞いた後、面接の中で、「他のみんなは仲良く楽しそうにしているのに、自分が行くと逃げられたり避けられたりして、とても悲しい気持ちになる」、「本当は仲良くしたいが上手くいかない」ことなど、いろいろな気持ちを話してくれました。その後、委員・専門員で学校を訪問し、面接で本人が話してくれた内容を担任の先生にお伝えしました。自分だけが友だちと関われないことについて納得ができず悔しい気持ちが乱暴な行動を引き出してしまっていることを確認すると共に、今後は、接触させないのではなく、他の子とうまく関わられるようなサポートをしてほしいとお願いをしました。</p> <p>その後、クラスの子もだちや先生から認めてもらう経験が増えると共に、思い通りに行かない場合でも、上手く自分の気持ちをコントロールできるようになってきたと担任の先生から報告をいただきました。本人からも「学校が楽しくなった、いろいろ頑張る」という報告がありました。</p>



相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談および調整の概要
<b>事例③</b> 本人 小学生 対人関係の悩み 電話	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「仲のよかった子から仲間はずれにされる。今日学童で、一人の子から私の友だちと仲良くしないでって言われて、その後は、声かけても無視されちゃった。なぜか、3人で遊んでいると、2対1になってけんかしちゃう。いじわるされたり、したりしちゃうから嫌だ。もう学校に行きたくない。」という相談がありました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>詳しく話を聞いていくと、3人は同じクラスでした。授業での作品作りで「マネした・していない」と揉めたり、体育で「打つか・投げるか」で言い合いになったりしても、授業の終わりと共にそのままになってしまうため、嫌な気持ちが放課後の学童に持ち越されてしまっていることが分かりました。学校での出来事について友だちがまだ怒っている可能性や、その場合の話し合いの仕方、気持ちの伝え方について一緒に考え、本人の「学校へ行けそう。大丈夫。分かったよ。」という気持ちを確認し、電話を終えました。</p>
<b>事例④</b> 本人 中学生 対人関係の悩み 電話	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「付き合っている人から自分の好きなことや友だちのことをバカにされるのが嫌だ。また、人前で体をさわってきたり、頭や腕を叩かれることがよくある。笑ってしてくれるので面白がっているのだと思うが、本当に痛くて涙が出そうになることもある。やめて欲しいがどうしたらいいか。」という相談がありました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>話を聞いていくと、2人の時は基本的にやさしい彼氏だが、学校で友だちと一緒にいるとそうなる時があるということでした。本人としては、このくらいの事で嫌がる自分が大げさではないか、嫌だと言ったら怒らせてしまうのではないかという思いから、やめて欲しいと言いつつに我慢してしまうということでした。</p> <p>どちらかが我慢しているよりもお互い嫌なことがない状態で気持ち良く付き合える方がいいし、2人のためにも嫌だなど思うことはお互い伝えあえるようになった方がいいのではないかと伝え、どういう言い方がよいのかを話し合いました。それでも、彼氏がやめてくれない、怖いと感じてしまうようなときにはいつでも電話して欲しいことを伝え、電話を終えました。</p>
<b>事例⑤</b> 母親 小学生 いじめ 電話・面接	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「息子への陰湿ないじめがある。暴力もふるわれており、学校に改善を依頼しても変わらないため、学校へ不信感を抱いている。相手方の保護者に対する対応をしてもらわないとおさまらないと考えているが、学校では相手方の保護者への対応はしてくれないものなのか？」という電話相談がありました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>母子で来所していただき、委員と専門員でお話を伺いました。「仲のいい友だちもいるので学校には行きたいが、いじめてくる子が近づいてくるので困っている。自分からは何もしていないのに、暴力をふるわれるので怖い。」「いじめをなくすために学校に話をしにいったら欲しい。」という希望があったため、学校を訪問し、今後の対応策について協議を行いました。後日、学校が検討している対応策について校長先生から母へ説明していただき、母からは「校長先生からの話を聞いて自分も非常に安心できた。相談して良かった。」という報告がありました。</p>

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談および調整の概要
<b>事例⑥</b> 本人 中学生 その他 電話	<p><b>【相談内容】</b>                      「ネットで調べ物をしていた際に、カシャって変な音がして、会員登録しましたって画面に出てきました。どうしたらいいですか？」という本人からの電話相談がありました。</p> <p><b>【せたホットから】</b>                      心配だと思える気持ちに共感し、ネット上の詐欺である可能性が高いこと、身に覚えがなければ無視しても大丈夫だという事を伝えました。さらに相談者から、「退会手続きのメールを送ってしまい、携帯の電話番号も教えてしまった。そこから住所とか自分のことが相手に分かってしまうのではないかと不安」という話が出たため、携帯の電話番号から相手に他の個人情報ももれることは基本的にはないこと、電話がかかってきても無視すればいいが、何度もかかってくるようであれば、電話やメールを着信拒否にすれば大丈夫と、その方法を伝えました。</p>
<b>事例⑦</b> 父親 中学生 学校・教職員等の 対応 電話	<p><b>【相談内容】</b>                      子どもの父親から、「誰がやっているかわからないのだが、勝手に本名、子どもの写真や自宅の住所などをSNSで書き込まれて、ひどい言葉も書き込まれている。学校にその内容をすべて見せたが、納得のいく対応をしてもらえなかった。どうしたらいいか？」との相談がありました。</p> <p><b>【せたホットから】</b>                      父親に、自分の子ども以外にもそのような被害にあっている子どもがいるかを聞いたところ、複数名が被害にあっているということでした。父親や学校も警察に相談したそうですが、警察からは学校内である可能性が高いといわれたとのことでした。委員・専門員が、被害にあった子どもたちの心のケアを重視しながら、早期解決のために学校と協議していくことを父親に提案すると、その場に同席したいという話があり、父親と共に学校へ訪問し、学校が対応しうることを共に検討しました。</p> <p>SNSを使ったことがあるのであれば誰に対しても悪口を含め個人情報の拡散をしてはならないという話を早急に校長先生から全校生徒にさせていただくことになりました。</p> <p>また、SNSの使い方については、学校から専門家の講演をお願いするなどして、個人情報の取り扱い方を教え、教育実践の一環として取り組んでいくという提案がありました。</p> <p>その後、被害がおさまったというご報告を父親から受け、しばらく見守りを実施しました。</p>
<b>事例⑧</b> その他 小学生 虐待 メール	<p><b>【相談内容】</b>                      「子どもの同級生がネグレクトを受けているかもしれない。逆恨みされるのが怖いので、メールでの相談がしたい。」というおとなからの相談がありました。</p> <p><b>【せたホットから】</b>                      「子どもから聞いた話なのでどこまで本当かわからないが、食事がもらえなかったり、外へ出してもらえないようだ」という内容だったため、委員の指示で、子ども家庭支援センターに連絡しました。その後、子ども家庭支援センターと協議しながら、相談者とメールを続け、必要な情報を教えていただきました。相談者には、情報を子ども家庭支援センターに伝えること、また話を聞くことがあるかもしれないが、できる範囲で協力してもらいたいことを伝え、終了しています。</p>

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談および調整の概要
<b>事例⑨</b> 本人 小学生 家庭・家族の悩み 電話	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「ママがいつも怒ると、『子どもなんか産まなきゃよかった』って言う。それで、今ママとけんかをして、ここに電話してみなさいってママに言われて電話した」という本人からの電話相談がありました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>まず、母から「産まなきゃよかった」と言われて嫌だったという相談者の気持ちを傾聴し、その後、いつもどんなことでケンカになるのか確認していきました。「勉強のこととか、ダメって言われたりすると、すぐに自分が怒ってしまう」という話があったので、怒ってばかりいると相手も嫌な気持ちになってしまうこと、もしかしたら、お母さんも怒っていたから嫌なことを言ってしまったのかもしれないということを伝えました。話している間に、相談者も母が怒った理由がわかり、気持ちの整理がついたようだったので、また何か困ったら連絡をして欲しいと伝え、電話を終えました。</p>
<b>事例⑩</b> 本人 高校生 家庭・家族の悩み メール	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「ずっと塾にも行かせてもらっているのに、成績が上がらなくて、親に迷惑をかけている自分が嫌でしょうがない。このままでは私は親から必要とされなくなってしまふんじゃないかを感じる。」という本人からのメール相談がありました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>成績を上げようと勉強を頑張っていることをねぎらい、勉強も大切だけど、友だちと楽しんだり、部活を頑張ったりする事も大切だと思うということを伝えました。何回かメールを続けるうちに、親からICカードの見守り機能を使って、学校の行き帰りの行動を厳しく制限されていることや、勉強も自室ですることは許されず常に親の前でしているため、本当に息がつまりそうでつらいという気持ちを打ち明けてくれました。親の望むような子どもではないのではないかと自分を責める気持ちと、親からの期待や干渉が重過ぎてつらいと感じている気持ちに寄り添うなかで、「ずっと味方がいなくて寂しかったので、とても嬉しかった」と返信をくれました。</p> <p>その後、友だちのことや進学についてもメールでやりとりすることになりました。</p>
<b>事例⑪</b> 本人 小学生 体罰 電話	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「先生が怒鳴る。胸ぐらをつかまれたり、物で叩かれた子もいて怖い。校長先生と担任の先生と話し合っ、やめるように言ってほしい」という子どもからの相談がありました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>「仕返しが怖い名前と言えない」とのことでしたので、電話で詳しく話を聞きました。他の子も怖い思いをしていると思うので、他の子にも相談を勧めて欲しいとお願いすると、後日すぐに保護者を含め複数の子どもから電話があり、委員と専門員で協議の上、学校を訪問しました。これまでの子どもたちへの対応について、担任はどう認識しているのか、学校はどのように対応をしていくつもりなのかといった点について協議を重ね、教育委員会事務局も含め、担任への指導や子どもたちへの見守りを行っていくこととなりました。</p>

相談者 子どもの所属 相談の主な内容 相談方法	相談および調整の概要
<b>事例⑫</b> 母親・本人 小学生 学校・教職員等の 対応 電話・面接	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「子どもにADHD傾向があり、そのせいか、学校でトラブルがあると全部うちの子のせいにされてしまう。この前は、結果的にうちの子が正しかったと分かったが、『違う』と先生に訴えても、嘘だと叱られてしまったらしい。学校には何度も相談しているが、解決には至っていない。どうしたらいいのか。」という母親からの電話相談がありました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>母子で来所していただき、委員と専門員で面接をおこないました。本人から、「担任の先生から『自己中』と言われた」「本当はもう学校に行きたくない」という話が出たため、担任の先生にどうしてほしいか、本人の希望を確認し、学校訪問を行いました。その後、本人の発達特性への誤解を無くしていくこと、今後のかかわりの方向性を一緒に考えていくことを目的として、療育などで本人に関わっている関係機関も含めケース会議を開催しました。しばらくして、母親と学校から、問題なく過ごすことができているとの報告を受けています。</p>
<b>事例⑬</b> 母親 小学生 非行・問題行動 電話	<p><b>【相談内容】</b></p> <p>「非行・問題行動を起こす子ども、発達に課題のある子どもが複数いて、授業中歩き出したり、教室の外に出てしまったり、からかいや暴言も多く、クラスが落ち着かず、常に複数教員で対応しているもの大変な状況が続いており、『せたホッと』にも見に行き、学校とともに対応してほしい」という電話相談がありました。</p> <p><b>【せたホッとから】</b></p> <p>相談を受けた専門員が、すぐに委員に相談内容を伝え、委員から学校に連絡し、委員と専門員で学校に訪問し、クラスの様子を見学させていただくことになりました。校長・副校長と担任の先生から状況をうかがったうえで、朝から教室を訪問し、授業の様子を観察しました。また、休み時間には体育館や運動場で一緒に遊び、給食も子どもたちと食べました。</p> <p>そのなかで、立ち歩きや教室の外に出て行ってしまいう行為、暴言や暴力、いじめと思われるような言動などが確認され、クラスが落ち着かず、子どもたちも困っている様子が確認されました。そこで、学校と相談し、支援要員や学生ボランティアにも入ってもらい、学校とともに中長期的に問題状況の改善に取り組んでいくこととなりました。</p> <p>支援要員に発達に課題のある子どもの対応を、学生ボランティアに授業中の学習支援や休み時間に子どもたちと遊んだり、話をしたりする中で、どういったことに不満を持っていたり、つらい思いがあるのかを聞いてもらうことをお願いをしました。そこで分かってきた子どもたちの気持ちを先生方に伝え、子どもの気持ちに寄り添った対応を重ねていくと、次第にクラスのまとまりも出てきて、問題状況も緩和されてきました。</p> <p>ただ、いじめに関しては、いろいろな形で表出することが続いたため、弁護士に「いじめ予防授業」を実施してもらいました。その成果として、子どもたちの意識も変わり、少しずつ状況が改善されていきました。</p>



## 2 関係機関との連携

子どもへの切れ目のない支援を掲げる世田谷区には、さまざまな子ども支援の機関、団体があります。「せたホッと」も多くの関係機関と連携がある中、関係機関から紹介され相談が入ってくるケースも増えつつあります。それを保護者からの相談経路で確認すると「病院の先生」「区役所の関連窓口」「教育相談室」「区議会議員」「都立高校の先生」「発達障害相談・療育センターげんき」「地区の青少年委員」からの紹介などもありました。関係機関の方々にも、「せたホッと」が周知されてきていると感じられます。

今年度は、子どもの最善の利益のために、区内外の関係機関と連携・協力しながらの活動が520回ありました。初回の相談者が関係機関だったケースは、昨年度より多い10件あり、118回のやり取りを行いました。それぞれのケースの中で、相談者である関係機関の多くは学校でした。特に今年度は「いじめ」「非行・問題行動」「学校の悩み」の相談の中には、学校からの依頼や協力を得ながら「せたホッと」がコーディネーター役となって区立小学校へ委員・専門員が入り、学生ボランティアや支援要員と連携、協働し対応する取り組みを行いました。

また「いじめ」や「不登校」など学校における子どもの相談においては、学校、教育委員会事務局とその他関係機関と連携し「未然防止」「早期発見」「早期対応」「家庭地域との連携」を基本方針として行い、私立の学校へも、世田谷区の「子ども条例」にご理解を頂きながら、対応協力をお願いしています。

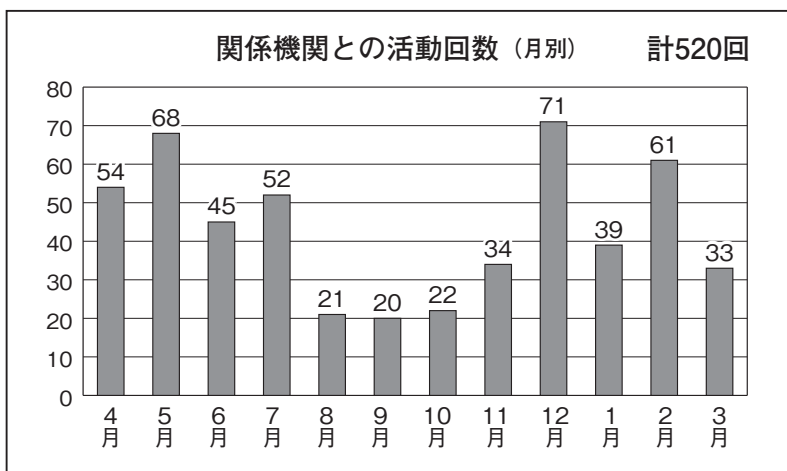
今年度も世田谷区内5地域にある子ども家庭支援センターのすべてと連携しました。権利侵害にあたる未就学児の相談や子育てにおける相談の中での、病院やその他の専門的な相談場所を希望された場合には、保護者の了解を得ながら、子ども家庭支援センターを紹介することもありました。ときには「せたホッと」まで遠くて行けないという子どものために、自宅近くの子ども家庭支援センターの相談室や区の施設を借りて、面接相談を行うこともありました。

「せたホッと」は虐待が疑われる相談については、児童虐待防止法に基づき、子ども家庭支援センターへの通告を行っています。世田谷区在学で区外在住の子どもへのネグレクトの疑いがあるケースでは、子どもの居住する自治体の子ども家庭支援センターへの通告も行いました。

今年度も「せたホッと」の相談の6割以上が、子ども自身からでした。相談を受けて、気持ちに寄り添い傾聴しながら、問題解決にあたっていますが、問題の背景も多岐にわたる傾向があり、1つの機関で問題解決にあたるのではなく、関係機関がネットワークを組んで、子どもを中心とする子ども支援をすすめていくことも重要であると考えています。

\* 初回の相談者が「関係機関」である場合に行ったやり取りは、520回の中に含まれていません。

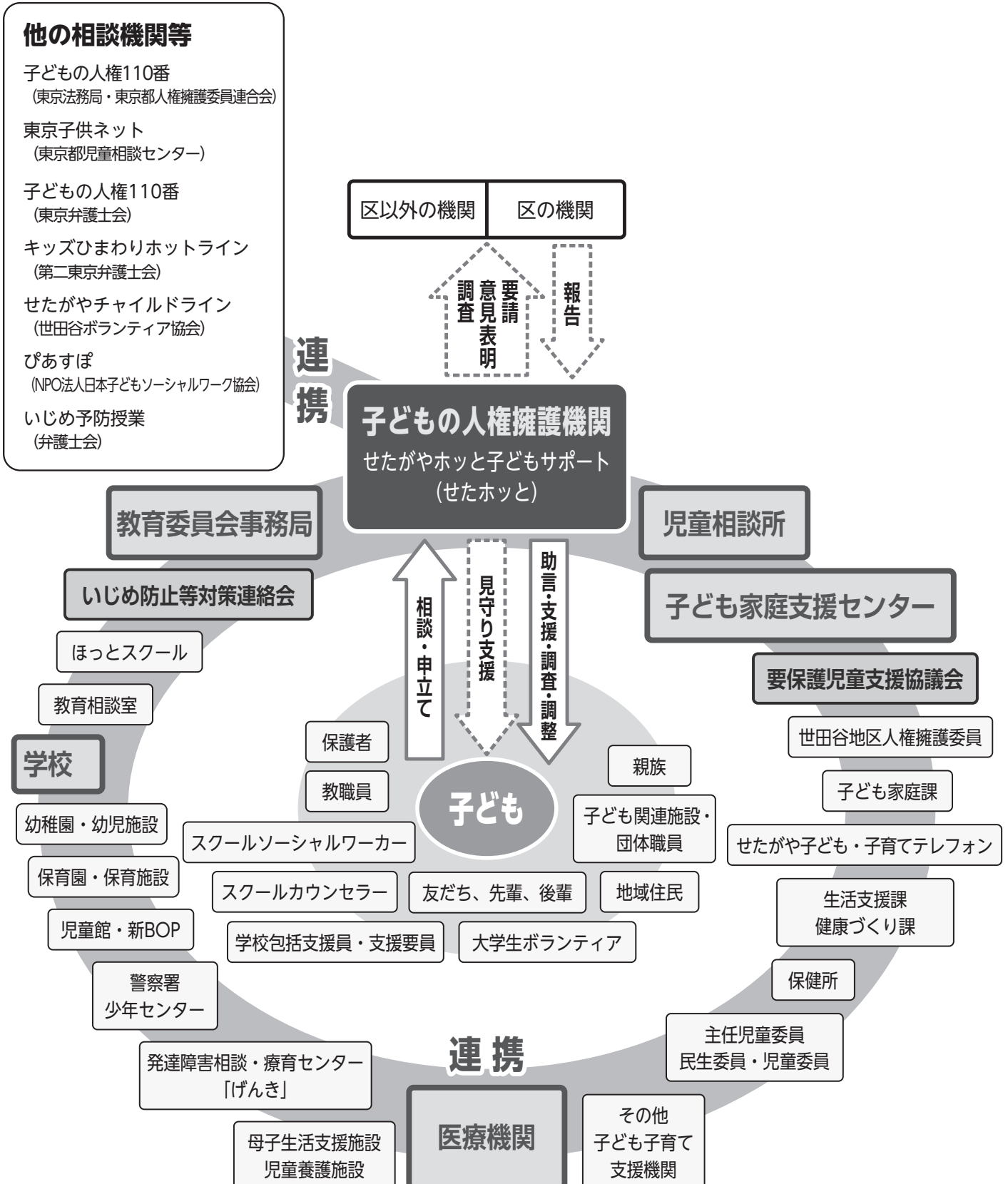
\*\* 「子ども家庭支援センター」とは、東京都内の区市町村において、18歳未満の子どもと家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合窓口として、地域の関係機関と連携をとりつつ、子どもと家庭に関する総合的な支援を行うことを目的に平成7年より始まった東京都独自の制度です。世田谷区内には5地域に各1ヶ所設置されています。



# 「せたホッと」と関係機関の連携

「せたホッと」がこれまで連携等してきたさまざまな機関や団体との関係を図にしてみました。

これからも公的機関だけでなく民間の団体も含め、子どもを守る関係機関や団体とネットワークを組んで、さらに子ども支援の活動をすすめていきたいと考えています。



# IV

## 広報・啓発活動

---

- 1 広報・啓発
- 2 広報・啓発物品の一覧
- 3 研修会への講師派遣
- 4 視察受入れ
- 5 他自治体との交流
- 6 関係機関との意見交換
- 7 活動報告会



## IV 広報・啓発活動

### 1 広報・啓発

機関を身近に感じてもらえるよう「安心して相談できる機関」、「顔の見える相談機関」をモットーに、広報・啓発活動に取り組んでいます。

項目	実施時期	対象等	備考
<b>配布・掲示</b>			
ポスター	随時	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、関係機関等	
リーフレット（小学生用）	5月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約101,000枚 配布  (各) 約100,000枚 配布
リーフレット（中学生以上用）	5月		
相談カード	5月・10月		
メモ帳	随時	イベント参加者、アンケート協力者、視察等来訪者	
活動報告書	6月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関	約2,000部 配布
機関紙「せたホッとレター」第6号	12月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関 ※区内学校は全児童・生徒を対象に配布	約105,000部 配布
機関紙「せたホッとレター」第7号	3月	区内の公立、国立、私立の全小・中学校・高校等、保育園、幼稚園、児童養護施設、児童館、図書館等の子ども関連施設、出張所、病院等の関係機関 ※主に関係機関等のおとな対象	約14,000部 配布
クリアファイル	随時	イベント参加者、アンケート協力者、視察等来訪者	
消しゴム	随時	イベント参加者、アンケート協力者、視察等来訪者	
定規	随時	イベント参加者、アンケート協力者、視察等来訪者	
<b>イベント参加</b>			
三茶子育てファミリーフェスタin昭和女子大学	6月	子育て世代	リーフレット・相談カード配布
せたがやふるさと区民まつり	8月	小・中学生、区民等	アンケート協力・ゲーム参加者にクリアファイル、相談カード配布

関係機関等との連携			
児童館事業参加 (松沢・池尻・深沢)	随時	児童館のイベントに来場した児童、生徒、保護者	リーフレット、相談カード、メモ帳、クリアファイル、消しゴム、定規配布
その他の活動			
ホームページ	随時	せたホットの最新情報、活動等を随時更新	
いじめ予防授業 ※共催	7月・1月・3月	区立の小学生対象に弁護士とせたホット委員による授業を共催	3校 (小学校)
擁護委員会議	月2回程度	広報・啓発活動の方針及び内容の検討	19回
せたホット夏休み講座	8月	知ろうネットトラブル&ストラップづくり	ケーブルテレビJCOM取材対応

※「いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、弁護士会の弁護士が学校に出向き、いじめは人権侵害として絶対に許されないことを理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもたちと一緒に考える授業です。

「せたホット」がどのような機関か伝えるために、子どもや区民と直接触れ合うさまざまなイベントに参加し、広報・啓発に取り組みました。



昭和女子大学で毎年行われる三茶子育てファミリーフェスタでは、「せたホット」のマスコットキャラクターなちゅにちなみ、折り紙の猫耳づくりを楽しんでもらいました。(28年6月19日)



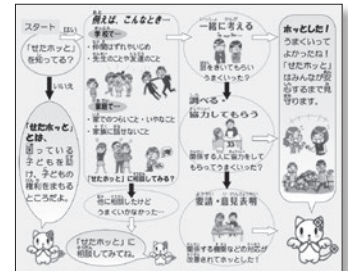
松沢児童館の「あそびの宝島」では、なちゅのコイン落としゲームを行いました。(28年10月16日)

# 2 広報・啓発物品の一覧

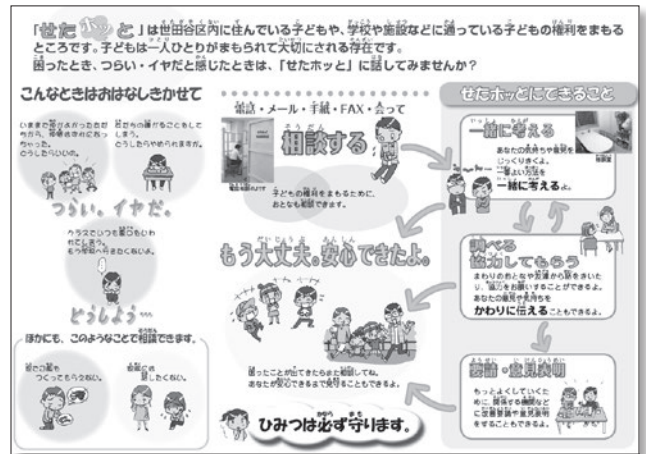
## せたホッとポスター



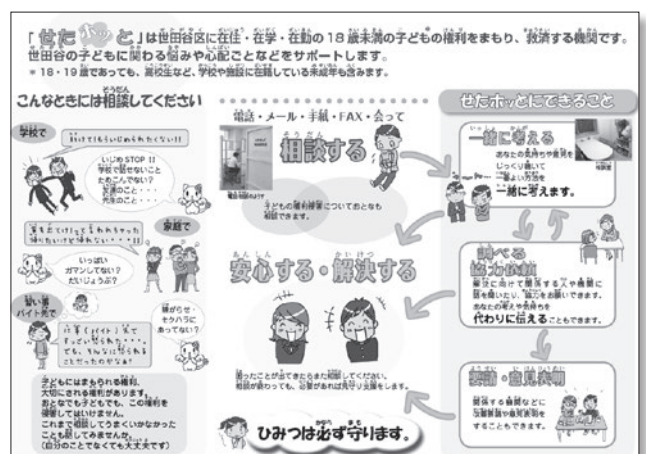
## 相談カード



## 小学生用リーフレット



## 中学生用リーフレット





メモ帳



クリアファイル



消しゴム



定規



イベント用Tシャツ



イベント用パーカー



イベント用のぼり



イベント用のれん



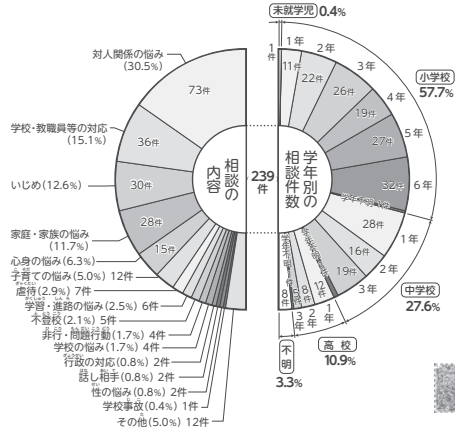
世田谷の子どもの権利をまもる「せたがや子どもサポート」広報紙 発行：2016年11月

# せたホッとレター 第6号

## ～子どもたちの思いに寄り添いながら～

### 平成27年度の活動報告会

7月16日(土)に、北沢タウンホールで27年度の活動を報告しました。新規相談件数は239件、前年度からの継続相談を含めると304件の相談があり、231件が終了しました。委員と専門員の総活動回数は2,047回です。新規相談件数の内訳は、小学生に関する相談が(138件、57.7%)を占め、次いで中学生(66件、27.6%)、高校生(26件、10.9%)、未就学児(1件、0.4%)、不明(8件、3.3%)でした。学年ごとに見ると、小学校から高校までの学年からも一定の相談があります。相談内容としては、「対人関係の悩み」73件(30.5%)が最も多く、「学校・教職員等の対応」36件(15.1%)、「いじめ」30件(12.6%)、「家庭・家族の悩み」28件(11.7%)、「心身の悩み」15件(6.3%)と続きます。



## 相談を受けてからの流れ



### せたホッと

相談時間 月～金：午後1時～午後8時  
土・日・前10時～午後6時(日曜・祝日・年末年始を除く)

相談電話 フリーダイヤル ☎ **0120-810-293** FAX ☎ 03-3439-6777

せたホッとホームページ  
http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/d00126031.html

所在地 〒156-0051 世田谷区宮前3-1-15  
世田谷区立子ども子育て総合センター3階

発行元：世田谷区 子ども・若者部 子ども権利課 せたがや子どもサポート事務局  
☎ 3439-8415 ☎ 3439-6777

## いじめ予防授業

「せたホッと」の活動報告会において弁護士の平尾憲先生に講演をしていただきました。ここでは平尾先生の行っているいじめ予防授業について紹介します。

みなさんに質問があります。

Q1. **いじめがあった時、いじめられる人にも問題があると思いませんか?**  
ある ない

もう一つ質問があります

Q2. **いじめに加わっていない人を見ているだけの人はいませんか。その人はいじめに関係があるでしょうか?**  
ある ない

### 心の中のコップの水

みなさんの心の中には目に見えないコップがあります。そのコップは嫌なことがあると少しずつ水が溜まっています。そのコップの水がいっぱいになって、心が深く痛んでしまったり壊れています。

もし、相手のコップの水がいっぱいになったら、ほんの小さな落しでも、コップの水をおあふれさせる最後の一滴になるかもしれません。

あなたに愚痴が早く言った言葉でも、相手をどんな立場にしてもうかは分かりません。相手の気持ちを考え、慎重に言葉を選んでください。

最後に  
いじめのまきによって、害を絶ってしまった子どもたちがいます。そこで人を追い詰めてしまうのがいじめです。みなさんは誰しも、幸せな人生を送る権利を持っています。そのことを忘れないでください。(平尾先生の講演を基に、せたホッとが執筆しました。)

## おとなってこどもって

### せたホッと相談者の声

みなさん、いじめられていやな気持ちになったことはありませんか。それなら、ここ、せたホッとに電話してみてください。ここに電話すると、どんななやみがあっても、かいつくしてくれます。ぼくは学校でノートや教科書、ドリルをまとめてくれたりしたことがあります。そんなさくいやなことここに相談したら、ぼくの味方になってアドバイスをしてくれたので、心が軽くなりました。ぼくは、電話をする前は、いやな気持ちだったけど、電話をしたらすっきりしました。ぼくはずっといじめられていたから、なかまがあまりいないと思っていました。でも、先生とクラスの人で話し合いをして、ぼくがこれからどうしてほしいかを伝えました。「みなさん、いじめられている人がいたら、いじめにのらなくて、いじめられている人を助けてあげてください」とみんなの前で言いました。それなら、よく目みんなはぼくの味方してくれるようになりました。

せたがやホッと子どもサポート活動報告書(平成27年度)から抜粋

### リオオリンピック金メダリスト 白井健三選手からのメッセージ

皆さん、自分自身を信じて、自分を磨け

白井 健三

※写真はせたホッと事務局(子ども子育て総合センター3階)の入口に貼らせていただいています。



世田谷の子どもの権利をまもる「せたがやホッと子どもサポート」広報紙 発行：2017年2月

# せたホッとレター 第7号

## 子どもの声を届ける



「せたホッと」の活動が開始してまもなく4年となります。その間、関係機関から「せたホッと」の活動を理解していただき、連携も進んできました。

子どもへの切れ目のない支援を掲げる世田谷区には、さまざまな子ども支援の機関、団体があります。昨年度、「せたホッと」の相談の6割以上が子ども自身からです。相談を受けて、気持ちに寄り添い傾聴しながら、子どもの声をこれらの機関、団体に届けつづけることも「せたホッと」の大事な役割です。子どもたちは学校、家庭、地域などさまざまなところで悩みごとや困りごとを抱えており、問題の背景も多岐に渡ります。1つの機関で問題解決にあたるのではなく、関係機関等がネットワークを組んで、子ども支援をすすめていくことの大切さを実感しています。

たとえば、子どもや保護者などが「クラスが大変な状況にあるので見に行つて(来て)ほしい」といった相談が入ると、「せたホッと」の委員と専門員が学校への訪問を検討します。訪問した場合には先生方と相談の上、クラスの様子を観察したり、子どもたちといっしょに給食を食べたりします。その中で、支援の必要を感じると、先生方と話し合い、一定の期間子どもや学校の支援をさせていただくこともあります。その際には、「せたホッと」がコーディネート役となり、学生ボランティアや支援委員と連携、協働し対応することがあります。こうした取り組みにおいても連携はとても大切です。

「せたホッと」は子どもや保護者と周囲の人たちへの支援や働きかけを通して、子どもの権利擁護の実現に向けた努力を続けていきます。



松沢児童館「まきぎの宝箱」



池尻児童館「がややかまつ」

広域連携活動の様子



## 相談を受けてからの流れ

子どもにはまもられる権利、大切にされる権利があります。おとなでも子どもでも、この権利を侵害してはいけません。これまで相談してうまくいかなかったことも「せたホッと」に話してみませんか。(自分のことだけでなくも大丈夫です) **秘密は必ず守ります。** ※お返事はかかりません

例えば、こんなとき…

**学校で…**  
 ● 仲間はずれやいじめ  
 ● 先生のことや友達のこと

**家庭で…**  
 ● 家でつらいこと  
 ● 家族に話せないこと

**習い事、バイト先で…**  
 ● 仕事(バイト)先のこと  
 ● 先輩や上司のこと

つらい、悲しい気持ちになったら…  
 電話・メール・手紙・FAX、会って **相談する**  
 子どもの権利保護についておとなも相談できます。

### せたホッとへの対応

**一緒に考える**  
 あなたの気持ちや意見をじっくり聞いて一番よい方法を一緒に考えます。

**調べる、協力依頼**  
 解決に向けて関係する人や機関に話を聞いた。協力をお願いできます。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

**要請・意見表明**  
 関係する機関などに改善要請や意見表明をすることもできます。

**もう大丈夫、安心できたよ。**  
 困ったことが出てきたらまた相談してください。相談が終わっても、必要があれば見守り支援をします。

## せたホッと

**相談時間** 月～金：午後1時～午後8時  
 土：午前10時～午後6時 (日曜・祝日・年末年始を除く)

**相談電話** フリーダイヤル ネット にきゅうきい FAX  
**0120-810-293 03-3439-6777**  
 ※携帯電話・PHS・公衆電話からも無料でかけられます。

**せたホッとホームページ** <http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/d00126031.html>

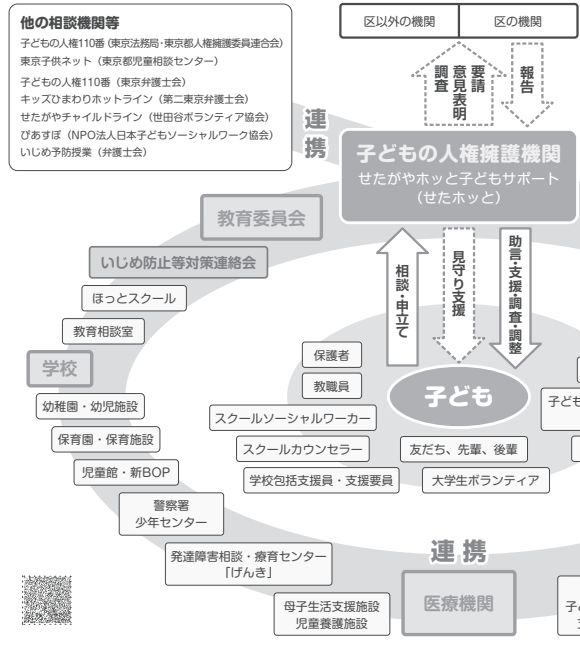
**ホームページQRコード** **子ども相談メール専用入力フォームQRコード**

**所在地** 〒156-0051 世田谷区桜丘3-15-15 世田谷区立子ども子育て総合センター3階

**発行元** 世田谷区 子ども、若者部 子ども家庭課 せたがやホッと子どもサポート事務局  
 TEL: 3439-5415 FAX: 3439-6777

## 「せたホッと」と関係機関の連携

「せたホッと」がこれまで連携等してきたさまざまな機関や団体との関係を図にしてみました。これからも公的機関だけでなく民間の団体も含め、子どもを守る関係機関や団体とネットワークを組んで、さらに子ども支援の活動をすすめていきたいと考えています。



## 関係機関の声

児童の特性を考慮した学生ボランティアなどの支援とともに、児童をめぐる人間関係を、学校と一緒に考え見守る支援が得られたのは大きいです。個別ではなく、担任・児童、学級集団の関係性について相談ができました。(区立小学校教員)

「せたホッと」には、大変お世話になりました。面談を繰り返して行い、子どもやその家族の意見のみならず、学校の状況も理解していただきました。その上で、両者の一致できる点はどこなのかを、ていねいに探っていただいたという印象があります。(私立小学校教員)

児童館まつりで、手づくりゲームコーナーを担っていただきました。子どもたちにとって身近な存在であること、地域の大人にも知ってもらう機会になりました。啓発品のなまぐつも好評でした。(児童館)

子どもである皆さんが、周囲の人たちと協力して、誰もが楽しく、自分らしく、安全に安心して毎日を通じながら、子ども家庭支援センターは、「せたホッと」の方々と一緒に、皆さんの子どもとしての権利を守っています。(子ども家庭支援センター職員)

今の子どもたちの考えや学校教育の実態など、大学では学べないようなことをたくさん学ばせていただきました。この活動を続けて、将来子どもに寄り添った対応のできる教員を目指していきたいと思っています。(学校支援に参加している大学生ボランティア)

**あらためまして  
なやめです**

「せたホッと」の活動が、子どもや保護者、関係機関とつながり、子どもを守るために役立っています。

「せたホッと」の活動が、子どもや保護者、関係機関とつながり、子どもを守るために役立っています。

「せたホッと」の活動が、子どもや保護者、関係機関とつながり、子どもを守るために役立っています。

「せたホッと」の活動が、子どもや保護者、関係機関とつながり、子どもを守るために役立っています。



### 3 研修会への講師派遣

関係機関、子どもにかかわる団体等の研修会に講師として参加しています。講演の内容は「学校での子どもの人権擁護～子どもの品位を尊重することとは～」です。

日程	研修名	担当
8月21日	学校教育相談研修（中級）	委員

### 4 視察受入れ

他自治体の議員や委員、職員、そして学生等、計9件の視察がありました。内容としては、子ども条例改正の経緯、内容、子どもに係わる関係機関との連携状況、事務局の運営状況等を説明しました。

日程	視察団体等
6月3日	東村山市議会議員
8月 1日	京都市議会 共産党議員団
8月 9日	長久手市議会 教育福祉委員会
7月15日	早稲田大学 文学部教育学コース 学生
7月21日	昭和女子大学付属昭和高等学校 生徒
8月26日	早稲田大学文化構想学部 社会構築論系 学生
11月 4日	川崎市人権オンブズパーソン
11月 4日	旭川市 民間相談機関
12月16日	早稲田大学文化構想学部 社会構築論系 学生

### 5 他自治体との交流

10月には宝塚市で開催された「『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム2016」に参加し、他自治体の担当者等と情報交換や意見交換を行いました。

日程	会議名等
10月7日	「子どもの相談・救済に関する関係者会議」に出席（宝塚市役所大会議室）
10月8日、9日	『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム（宝塚市）に参加・報告

## 6 関係機関との意見交換

世田谷区内の子どもと関わる機関と連携し、相談してきた子どもの見守り支援をするため、積極的に意見交換をしました。

日 程	会議名等	担 当
5月19日	要保護児童支援北沢地域協議会	専門員
7月 7日	要保護児童支援全区協議会	委員
7月 7日	いじめ対策等連絡会	委員
7月12日	母子生活支援施設情報交換会	専門員
9月28日	母子生活支援施設情報交換会	専門員
12月10日	要保護児童支援全区協議会	委員
12月10日	いじめ対策等連絡会	委員
12月21日	母子生活支援施設情報交換会	専門員
1月19日	要保護児童支援北沢地域協議会	専門員
2月13日	ひとり親家庭支援者研修	専門員

## 7 活動報告会

北沢タウンホールにて、平成27年度活動報告会～子どもたちの思いに寄り添いながら～を開催しました。

日 時 平成28年7月16日（土）14：00～16：00

会 場 北沢タウンホール（北沢区民会館）2階集会室

内 容

第1部 活動報告「平成27年度の活動を振り返って」

第2部 講演「弁護士によるいじめ予防授業の実践」平尾潔氏（第二東京弁護士会所属）



第1部 活動報告



第2部 平尾弁護士の講演





# メッセージ 相談者からの声

---

1 子どもサポート委員 半田 勝久

2 相談・調査専門員 小出 真由美  
竹内 麻子

3 相談者からの声

## 1 子どもサポート委員

### 学生ボランティア・支援要員と協働した学級運営支援

子どもサポート委員 半田 勝久

#### 学校を場面にした相談の多さ

「せたホッと」には、多様な相談が寄せられますが、学校に係る相談がその多くを占めています。「対人関係の悩み」「いじめ」「学校・教職員等の対応」「学校の悩み」「学習・進路の悩み」「不登校」「体罰」「非行・問題行動」「学校事故」といった相談内容のほとんどは、学校が場面となっています。主訴が「いじめ」であったとしても、「学校・教職員等の対応」や「不登校」といった問題が複雑にからんでいます。

#### 相談者の気持ち

子どもからの相談では、「こんな内容で相談してよいのか」「どんな人が相談に応じてくれるのか」「大事になってしまったらどうしよう」「苦しさやつらい思いを誰かに聞いてほしい」「どうしたらよいかわからない」「助けてほしい」など、不安や藁をもつかむ気持ちで相談してくれる様子がよくうかがえます。おとなからの相談は、これまで我慢していた気持ちや不安、いらだちから、今の状況を変化させるために何とかしてほしいという強い思いが伝わってくるのがよくあります。

学校に係る相談の場合、「友達との関係がうまくいかず、どうしたらよいか分からない」「たたいてきたり、いやなことを言ったりしてくる子がいて、やめてといってもやめてくれない」「先生に傷つくことを言われた」など、友達や先生との関係の中でつらい状況に置かれ、それを改善したいという思いからの相談がとても多いです。他には、「教室がうるさくて、静かに勉強できる環境が整っていないので何とかしてほしい」「立ち歩く子、手や足が出る子が複数いて、先生が注意しても全然言うことを聞かないので、『せたホッと』も一緒に対応してほしい」と、環境整備を求める声も寄せられます。

#### 「せたホッと」の対応

こうした相談には、相談者の気持ちや現状起きている事象を踏まえ、学校現場に足を運び、先生方から話を伺いながら、どういった対応をしていくのが望ましいか子どもの最善の利益の視点から検討していきます。学校も当該問題に関して困っていることがほとんどですので、これを解決するためにはどうしたらよいか、ともに考えていきたいという姿勢で、先生方と話し合います。そのためには、先生方がこの事象をどのように捉えているのかを聞き取ります。そして、相談者の受け止め方や置かれている状況を伝え、ズレがある場合はその背景を探っていきます。

子どもの状況やその背景をより明確に把握するために、必要と思われるときには、学級で子どもの様子を観察させてもらうこともあります。教室の外や後ろの方から授業や休み時間の様子を観察したり、朝から教室と一緒に授業を受け給食を食べたりして参与観察をすることもあります。そのうえで、先生方と話し合い、合意を得た場合、一定期間教室に入り、子どもたちと過ごすなかで、子どもたちがどのように感じているか、どういった場面でトラブルは起きているのか、問題となる行為があったときどのような状況になるのかなど把握していきます。

## 学生ボランティア・支援要員と協働

委員や専門員は、勤務の関係からも毎日教室で子どもたちと過ごすことはできません。そこで、学校に学生ボランティアや支援要員の配置を提案することもあります。世田谷区立学校には学級運営支援や個別に発達など課題のある子どもの支援をするための仕組みがあり、将来教員や子ども支援職を希望している大学生などに、教室でこうした状況に対応してもらうことが可能になっています。

学生ボランティアには、授業中の学習支援や休み時間に子どもと遊んだり、話をしたりするなかで、子どもたちがどういったことに不満を持っていたり、つらい思いがあるのかを聞いてもらうようお願いします。支援要員には、発達などに課題のある子どもの特性や気持ちに寄り添った対応をしてもらいます。

定期的に「せたホッと」がコーディネーター役となり、そこで分かってきた子どもの気持ちや状況をもとに、先生方と情報を共有したり、支援の方向性を確認したりする中で、状況の改善や関係調整・再構築をはかっていきます。

## 学級運営支援の意義・効果、課題

これまで、1か月から半年程度の期間をかけて、こうしたケース7件に対応してきました。学生ボランティア・支援要員と協働して学級運営支援を行う意義や効果は、子どもや保護者、先生方からの語りや状況の変化から以下のようなものがみえてきました。

第1に、学生ボランティア・支援要員は子どもと年齢が近く、信頼関係をつくっていくことがとてもうまく、子どもにとって自分の気持ちを伝えやすい、おにいさん・おねえさんの存在になっていることです。保護者からは、「子どもたちが本当に楽しく学校に行くことができるようになった」といったお礼の言葉や手紙をいただきました。

第2に、学習支援を行うことにより、学習のつまずきも把握でき、授業を理解できるようになり、質問も活発になったといった効果もありました。学生ボランティアからは「子どもたちから授業が楽しくなった」と言ってもらったとの語りがありました。

第3に、体育や図工、音楽の授業においても、技術的にサポートしたり、できたときにほめ言葉をかけたりすることにより、授業に活気が出てきました。先生からは「専科の授業で問題行動を起こす子どもが多かったが、落ち着いてきて本当にありがたい」と感謝の気持ちが述べられました。

第4に、いじめ対応において、子どもの気持ちに寄り添った対応の結果、クラスに戻れるようになり、学校に安心して話せる存在や居場所ができるようになったケースがありました。保護者から「『せたホッと』もかかわってくれているので、安心できる」、先生から「学生さんが来てくれて、とてもうれしそう」といった話もありました。

第5に、手が出たり、足が出たり、暴言を吐いたりする子どもが、しだいに落ち着いて授業を受けることができるようになりました。

そうしたことを通じ、先生方にも余裕が出てきて、クラスだけではなく学年全体が回復していく様子も見てとれました。

一方、子どもの暴力や暴言は心の叫びやSOSのメッセージであるにも関わらず、子どもの苦しくつらい状況に寄り添った対応ができなかったり、周囲からの理解が得られなかったりすると、うまくいかないケースもあります。こうした課題を克服しつつ、それぞれのケースにおいて、子どもの最善の利益実現のため、常にふりかえりをしながら、活動を続けていきたいと思えます。



### 相談の本当の思いを聞き取る

この1年間の相談活動の中で、子どもからお話ししてもらい、印象的だったのは「ストレスがたまる」というものでした。

「いやだ」「困った」の原因が何かまできちんと把握した上で、「だから、ストレスがたまる」「このストレスをどうしたらいいかで困っている」というお話がいくつかありました。

私はその原因を取り除くことをどうしたらいいだろうかと考えてしまっていて、「なかなか難しい問題だね」と悩んでいることを伝えると「そうじゃなくて、このストレスをなくするにはどうしたらいいかが知りたい!」という思いが飛び込んできました。原因を取り除くことがストレスを発生させなくすることだろうからその解消を考えたらいいのだろうと思っていたら、そうではなくストレス解消またはストレス発散方法を知りたくて相談してくれたということです。とてもハッとさせられました。これはまるで、私が「かゆい」と言われて、掻いてあげているけれど、本当にかゆいところを掻いてあげられていないこともあるのではないかとされているようで、本当にかゆいところに手の届く「せたホッと」でありたいと思わせてもらいました。

相談をするということは簡単なことではないかもしれませんが、それでも「せたホッと」に相談してくれたということは、少しは頼ってみようと思ってもらえているのだろうと感じています。たまたま、「せたホッと」に相談したのかもしれません。時にはその相談では納得がいかないということもあるかもしれませんが、それでも、相談したこと自体がいけないことではないと思ってもらえるようにお話を聞きながら「相談してくれてありがとう」と伝えています。嫌なことやつらいことをひとりで抱え込まないことは、おとなになっても大切な力だと思うからです。

そして、はじめから上手に相談が出来る人はそんなにいないと思うのです。私も誰かに相談しながら、自分が言いたいことは何なのかを整理しつつ、自分自身も考えています。口に出す、そのことが本心なのかを自分で考える、そしてまた口に出して、落ち着いていくということで相談をしている感覚も身についてくるのではないのでしょうか。

最初から、自転車にさっと乗れる人が少ないように、相談もさっと出来る人は少ないかもしれません。自転車は便利と分かっているけど、乗る練習中には諦めなくなる気持ちもあると思います、それでも諦めずに頑張ると、きちんと乗れるようになります。自転車に乗れるようになるのと同じように相談が出来るようになるのと便利なこともたくさんあると思います。そして諦めないとうまくいくのも同じだと思うのです。

「これで、うまくいかなかったら、また相談してくれるかな?」と、相談してくれたときに伝えています。何度でも何度でも諦めなくて相談していくうちに、自分なりに相談がうまくできるようになると「もう大丈夫」と思えるときがくると思います。それまで本当の思いを探していくお手伝いをしたいと思いません。

相談・調査専門員 小出 真由美

## 教室を飛び出してしまう子どもたちの背景にある困難さとは

### 1) 教室から出てしまう子どもたち

教室で友達と一緒に学びいろいろな活動に取り組むことは、子どもたちにとって楽しいことのはずです。しかし、さまざまな理由から、授業を受けたり教室で過ごすことが「つらく」「苦しいもの」になってしまい、教室から飛び出してしまう(学校の外に出してしまう)子どもたちがいます。先生や保護者、お子さんの間で話し合いをして「教室から勝手に出ない」と約束をしても、結局飛び出しが続いてしまい、どのように対応したらいいのかわからずに苦慮された経験がある保護者の方や先生は少なくないのではないのでしょうか。

ちょうど新学期が始まったばかりの頃に「講師が教室封鎖、小2 女児出させず、京都、2月から不登校」というニュースを目にしました。担任の先生が「帰らせたくない」という思いから、教室から出たがった女の子の身体を押さえ、クラスの他の子どもたちに机や椅子を教室の前後の出入りに並べさせるといったことがあったこと。また別の日には、帰ろうとした子どもの上履きを、3・4時間目の授業中に預かり、靴下で過ごさせたことがあったというものでした。その女の子は、別のクラスの男の子から悪口を言われる等のいじめを受けたことも重なって、2月中旬からは不登校になっているということでした。学校側からは、この件について「行き過ぎた指導で申し訳ない。今後は、児童が学校に復帰しやすい環境を作りたい」とのコメントが発表されています。

子どもの「教室(学校)から出てしまう」という行動は、学習の遅れやクラスの子どもたちとの関係性への影響、その子の安全や命を守るといったさまざまな点から見過ごすことができない問題です。しかし同時に、子どもの「問題行動」(とされる行動)は、子どもの現実の生活の困難に反応する形で現れることが多く、「教室から出てしまう」というような子どもの困った行動も、その時その子にとっては「必要な行動」である場合も多いのです。そしてそのため、その意味するところを理解しまま行われる対応では、子どものSOSを聞き逃し、数ある対処方法の中から、わざわざ非効率なものを選択することにつながってしまうことがあります。

### 2) 行動の背景にある困難さとは

教室における子どもの「問題行動」の多くは、a) 高い衝動性や運動・感覚処理の問題、学習への動機づけの薄さ、物事に対する認知の偏りといった子どもの発達特性や、b) 学びにくさを含む学習の遅れの問題、c) いじめや家庭の問題等、子どもが置かれている環境や状況に起因する情緒的な不安定さの問題など、さまざまな要因が重なり合って発生しています。教室から飛び出してしまう子どもの場合、表面化している行動(状態像)から、「多動・注意集中の問題」か、「反抗的」「怒りが強い」「甘え」といった本人の性格の問題として認識されているケースが多いように思います。しかし、現実の生活の中で子どもが抱えている困難はもっとさまざまです。そして、それをまわりのおとなが理解してくれるかされないかによって、子どもの状況は大きく変わってきます。

事例②で紹介しているケースもそうですが、子どもたちにとって、自分が抱えている問題を言葉や直接的な態度で表現することは難しいことです。そのため、適切な支援を受けられず、誰にも相談できないまま辛い状況にひたすら耐えていたり、悔しい思いを繰り返しながら疎外感を深めていってしまうケースが少なくありません。

また、こういった状況が長く続くことは、子どもにとって大きなストレスとなります。そしてこのストレスがさらに子どもの不安や緊張を高めてしまうため、それが子どもの内側に向かう場合は身体症状の出現や不登校などの問題につながり、外側に向かう場合には、自己否定的な感情の高まりとともに、友達に対して攻撃的になったり、良くない意味でクラスで目立とうとする行動につながってってしまうことも考えられます。

### 3) 子どもの言葉や前後の状況に目を向ける

こういった場合に何よりも大切なことは、「子どもにばかり努力を求めないこと」だといわれています。困難な状況に置かれている子どもたちが、状況に立ち向かい、成長していくためには、まわりの理解やサポートが必要です。その子にとって安全・安心な環境が保障され、そこに居場所があることによって、自分のもっている力を十分に発揮しながら成長していくことができます。ちょっとした声かけなどの工夫や道具の使用によって、格段に過ごしやすさが変わってくる子どもたちもいるため、初めは、子どもの状況に合わせてまわりの環境に働きかけを行っていくことが、支援の中心になります。

実際に「せたホッと」で相談をいただいた場合にも、まずは、子どもの困難の原因となっていることを探っていくために、子ども自身の声をできる限り丁寧に聞き取るとともに、その行動がどのようなタイミングで起こるのか、前後の子どもの様子はどうか、その子と「クラス」「先生」との関係性はどうか、これまでの対応の効果はどうだったか等のことを踏まえながら、子どもの行動の背景にある苦手や困難を子ども、保護者、学校などの関係機関と一緒に考え、同時に、それに合わせた対応を検討していくようにしています。

子どもを取り巻く環境や雰囲気は、周りとの相互作用によって作られます。しかし、相談面接の場面でも痛感しますが、日々の活動の中で、環境や自分の言動が子どもに与えている影響に気がつくことは難しいものです。この4年間、子どもたちの語ってくれる言葉によって、ハッとさせられることが本当に沢山ありました。教えてくれたことを無駄にしないためにも、そういった子どもたちの声を子どもに関わるおとなに届け、一人でも多くの子どもたちに「安心したよ」「もう大丈夫そう」と感じてもらえるように、微力ですが、力を尽くしていけたらと思っております。

#### 文献

- 1) 高橋智「感覚情報処理の困難やそれに伴う多様な身体問題で困っている子どもの理解と支援」『発達教育』(2016年6月号)
- 2) 岡崎慎治「なぜ授業に集中できないのか?」『発達教育』(2017年1月号)

i (京都新聞デジタル版 2017年4月5日6時31分配信 <http://s.kyoto-np.jp/education/article/20170405000013> 参照)

ii 例えば、いじめなどによって情緒面での不安定さが生じることによって、二次的に衝動性や多動、こだわりなどが表面化するようになったり、特定の学習上の問題による失敗経験や先生から怒られる経験を重ねることによって、そこから先生に反抗して教室から飛び出すといった情緒面の問題に至るといったこと。

相談・調査専門員 竹内 麻子

### 3 相談者からの声

自分は幼い頃から自分の親から暴力や暴言を受けていました。物心ついた時からの事だったので自分や兄弟はそれが当たり前の親からの「教育」だと思っていました。なのでおかしいと感じ始めたのは小学校高学年、確信したのは中学校に上がってからでした。

友人の「それって教育じゃなくて虐待じゃないの？」という言葉からこの環境が当たり前だと思い過ぎて来たのに今更どうすればいいのか、自分はこの環境で生きていくのは良いけどせめて妹や弟には暴力の無い環境で暮らしてほしいと考え、「せたホッと」に相談しました。色々な機関を通じて相談や話し合いの末、下の子たちは施設に預かってもらうことになりました。

初めは兄弟の別居に悩んだり、とまどったりもしましたが、たまに妹たちと会うと家に居た頃より生きいきとしていて楽しそうなので相談して本当に良かったと思います。「せたホッと」は18歳を過ぎた自分のアフターケアまでして下さっていて自分から言い辛い事や忙しくて伝えられない事等を代わりに担当してもらっている児童相談所に伝えていただいたりとても良くしていただいています。

また、家庭の事とは別に進路の相談にも親身になってくださり、私が「〇〇の専門に行きたいと思っています」と言ったら、〇〇関係の専門学校の中でも、私の学力に合っている学校のサイトに載っている受験内容や推薦のプリントをしてまとめてくださったり、面接の練習までおこなってくださいました。

色々な面で「せたホッと」には助けていただいて本当に感謝しています。



#### 「せたホッと」から

～子どもの声を受けて～

「せたホッと」がずっと伝えていたのは「自分の人生を生きてほしい」というメッセージでした。家族のことを考えると、いてもたってもいられない思いにかられるようで、自分のことをどうしても後回してしまうと感じたからです。

「せたホッと」からのメッセージを受けて、少しずつ自分のことに目を向けることにチャレンジされていたように思います。そして、何より大切な子ども時代に子どもとして自分の歩む道を選択し、進もうとする姿に寄り添い出来る限り応援をしました。

また、ご本人と相談する中で、さまざまな関係機関の方々に支えられていることも教えてもらいました。「ひとりでがんばらなくていいんだよ」ということを自らの力に変えて18歳となり、相談を終えたご本人を陰ながら応援していきたいと思います。



# おわりに

## 平成28年度をふりかえって

子どもサポート委員 月田みづえ

### (1) 委員・専門員の受けた新規相談件数とそれに伴う相談などの総活動回数も増加した。

新規相談件数は平成28年度は309件でした。平成26年度は219件、平成27年度には20件が増加し239件、さらに今年度は70件（前年度件数の29.2%）の増加になりました。1件の相談が終了するまでの委員・専門員の電話、面接、他の関係機関への訪問などの総活動回数もそれに伴い、2,380回（昨年度2,047回）と増加しています。なお、相談対応先の内訳をみると、子ども1,133回、おとな727回、関係機関520回であり昨年度と比べて、子どもとのやりとりが大幅に増えています。

### (2) 相談者との相談方法について、電話もメールも増加した。

一般的に相談件数が増えていることに伴い、各相談方法の相談回数も、増加傾向がみられます。

平成28年度の相談者からの相談方法で、相談者（子ども）に関しては、電話（452回—昨年度342回）が最も多く、次いで、メール（282回—昨年度142回）であり、電話もメールも増えています。また、おとなに関しては、電話（354回—昨年度373回）は減少し、メール（48回—昨年度26回）は増加しています。面接については、子ども（92回—昨年度113回）は減少、おとな（98回—昨年度93回）は増加です。

いずれの方法についても、1件のやり取りの総回数であるため、短期間の推移から、この傾向をどう読むかという判断は難しいです。しかし、いずれにしてもメールをツールとして活用する場合をみると、複数回のやり取りが成立しており、ひとつの有効な方法となっているといえます。電話や手紙、面接のみでなくメールという相談方法が広がったことは、相談のハードルを下げ、相談をしやすくしているといえます。

### (3) 相談活動をふりかえると、学校など関係機関との連携・協力も増加している。

相談活動の経過においては、子どもの虐待対応の際、子ども家庭支援センターや児童相談所などの連携・協力が増えています。また、いじめや教員の対応の問題などでは、学校との連携・協力も増えています。とくに今年度、目立ったのは、同じ学校から複数の案件の相談を受け、多くの委員・専門員がかかわる結果となったことがあげられます。このことは、特定の学校に問題が集中しているという意味ではありません。むしろ、「せたホッと」の持つ相談対応ツールをいろいろ活用していただいたために、学校との連携がスムーズになり、問題解決が効果的になった先例ととらえることができるでしょう。そのような学校では、複数のクラスに学生ボランティアがかかわったり、発達に課題のある子どもへの対応として、障がい児等に対応する専門機関と学校との連携を仲介したり、いじめ予防授業を実施したりすることができました。「せたホッと」を活用していただいた学校には、複数の案件で係わり合いを持ちました。理由としては、学校を地域にひらき、学生ボランティアの受け入れにも積極的な先生方がいらしたところによるところが大きいと考えます。しかし、「せたホッと」のかかわり方にも課題はあり、ニーズをきちんと捉え切れていないためか、すべての連携がうまくいったとは言えません。反省点を踏まえ、「せたホッと」としては、今後とも関係機関とどのような関係を築くことが、子どもの最善の利益の保

障につながるのかということのアセスメントすることが重要と考えています。

そのような前提にたって、より多くの関係機関と連携の方法や内容の精査をしていくことが大事であると思います。

#### (4) 発達に課題のある子どもや保護者から学校の先生への対応に関する相談が増加した。

相談が多かったのは、担任の先生と子どもあるいは保護者との間で、双方がやるべきことをきちんとこなそうと努めながら、目指している目標にずれがあるなど、あたかもボタンの掛け違いのように、関係がギクシャクしてしまっている場合でした。たとえば、先生は子どもによりきれいな字をかけるように、家庭でも指導するようにと指示されていました。しかし、子どもは、発達に課題があるため、先生の指示通りになかなかきれいに字を書くことは困難であり、保護者が追い詰められていたのです。学校に本人と保護者の悩みを伝えたところ、管理職の先生が担任の先生に話をしていただいたことで、発達に課題がある子どもの状況をより正確に理解する体制ができました。そして学校にスムーズに登校できるようになりました。発達に課題のある子どもは、個々の状況がとても異なるため、教育上の課題も大きいといえます。各学校で教育力の向上に努められていますが、「せたホッと」も何らかの方法で、かわりながら学校と各種の障がいの専門機関の機能を有効に結びつけるようなネットワークを模索することも今後の1つの課題であると考えます。





# VI

## 参考資料

---

世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例施行規則

相談状況の集計推移

アンケート結果

ホッとにきゅうさい FAX

# 世田谷区子ども条例

世田谷区子ども条例

平成13年12月10日

条例第64号

改正 平成24年12月10日条例第82号

## 目次

前文

第1章 <sup>そうそく</sup>総則（第1条—第8条）

第2章 基本となる政策（第9条—第14条）

第3章 子どもの人権擁護（第15条—第24条）

第4章 推進計画と評価（第25条・第26条）

第5章 推進体制など（第27条—第31条）

第6章 <sup>ざっそく</sup>雑則（第32条）

<sup>ふそく</sup>附則

子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。

子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性がはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。

平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。

子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。

このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならない役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。

## 第1章 <sup>そうそく</sup>総則

（条例制定の理由）

第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。

（言葉の意味）

第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。

（条例の目標）

第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。

- (1) 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。
- (2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。
- (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。

（保護者の務め）

第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。

（学校の務め）

第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。

（区民の務め）

第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。

（事業者の務め）

第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、<sup>はいりよ</sup>配慮するよう努めなければなりません。

（区の務め）

第8条 区は、子どもについての政策を総合的に

実施します。

- 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡をとり、協力しながら行います。

## 第2章 基本となる政策

(健康と環境づくり)

第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。

(場の確保など)

第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。

- 2 区は、子どもが個性をのびし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。

(子どもの参加)

第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。

(虐待の禁止など)

第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。

- 2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。

- 3 区は、虐待を早期に発見し、子どもを保護するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、児童相談所や自主活動をしている団体と連絡をとり、協力しながら、虐待の防止のための仕組みをつくるよう努めていきます。

(いじめへの対応)

第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。

- 2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決す

るため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。

(子育てへの支援)

第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。

## 第3章 子どもの人権擁護

(世田谷区子どもの人権擁護委員の設置)

第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

- 2 擁護委員は、3人以内とします。
- 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。
- 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができるものとします。
- 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。
- 6 擁護委員に対する報酬は、世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月世田谷区条例第28号)の規定により区長が定める額を支給します。

(擁護委員の仕事)

第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。

- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。
- (8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。

(擁護委員の務めなど)

第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。

- 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。
- 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。

(擁護委員への協力)

第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。

- 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(相談と申立て)

第19条 子ども（次に定めるものとします。）は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。

- (1) 区内に住所を有する子ども
- (2) 区内にある事業所で働いている子ども
- (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども
- (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの

(調査と調整)

第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。

- 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。

- 3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。

(要請と意見など)

第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。

- 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べるすることができます。
- 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。
- 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。

- 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めることができます。
- 6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。
- 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。

(見守りなどの支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。

(擁護委員の庶務など)



- 第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。
- 2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。
  - 3 擁護委員に準じて、第15条第6項と第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。

## 第4章 推進計画と評価

(推進計画)

- 第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくりまします。
- 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
  - 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表します。

(評価)

- 第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価をします。
- 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。
  - 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表します。

## 第5章 推進体制など

(推進体制)

- 第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備します。
- (国、東京都などとの協力)

- 第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めていきます。

(雇い主の協力)

- 第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。
- 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。

(地域の中での助け合い)

- 第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。
- (啓発)

- 第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。

## 第6章 雑則

(委任)

- 第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。

### 附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行します。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行します。ただし、第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。



# 世田谷区子ども条例施行規則

世田谷区子ども条例施行規則

平成25年3月29日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区子ども条例（平成13年12月世田谷区条例第64号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(兼職の禁止)

第3条 擁護委員（条例第15条第1項に規定する擁護委員をいう。以下同じ。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、政党その他の政治団体の役員並びに主として区に対し請負をする法人その他の団体の役員と兼ねることができない。

(申立て)

第4条 申立て（条例第19条に規定する権利の侵害を取り除くための申立てをいう。以下同じ。）は、擁護委員に申立書（第1号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、当該申立ての内容は、口頭申立記録書（第2号様式）に記録するものとする。

(子どもに準ずるもの)

第5条 条例第19条第4号の子どもに準ずるものとして規則で定めるものは、18歳又は19歳である者であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 区内に住所を有する者であって、主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(2) 区内に存する主に18歳未満の者が通学、通所又は入所することができる学校、児童福祉施設等に、通学、通所又は入所しているもの

(調査をしないことができる場合)

第6条 条例第20条第1項ただし書の規則で定め

る場合は、申立てに係る事案が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 現に裁判所において係争中である場合又は既に裁判所において判決等があった場合

(2) 現に行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定による不服申立てが行われている場合又は不服申立てに対する裁決又は決定を経て確定している場合

(3) 世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷区条例第7号）第26条に規定する世田谷区保健福祉サービス苦情審査会に現に諮問されている場合又は既に諮問され、処理が終了している場合

(4) 世田谷区議会になされた請願又は陳情に係るものである場合

(5) 擁護委員の行為に係るものである場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、虚偽その他の理由により調査（条例第20条第1項の子どもの権利の侵害についての調査をいう。以下同じ。）をすることが適当でないとして擁護委員が認める場合

2 擁護委員は、条例第20条第1項ただし書の規定により調査をしないときは、調査対象外通知書（第3号様式）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

(調査の同意)

第7条 擁護委員は、調査をする場合において、調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによるものでないときは、同意書（第4号様式）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

2 前項ただし書の規定により、同意を得ずに調査をする場合は、当該子ども又はその保護者の個人情報保護に十分に配慮しなければならない。

(調査の実施)

第8条 擁護委員は、必要と認めるときは、関係機関等（条例第17条に規定する関係機関などをいう。以下同じ。）に調査実施通知書（第5号様式）により通知した上、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明又は文書の提出を求めることができるものとする。ただし、区長及び教育委員会以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

2 擁護委員は、必要と認めるときは、専門的事項に関する学識経験を有する者等に、当該専門的事項に関する分析、鑑定等を依頼することができるものとする。この場合において、擁護委員は、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

（調査の中止）

第9条 擁護委員は、調査の開始後に、調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

2 前項の場合において、申立者、第7条第1項の同意をした子ども若しくはその保護者（以下「同意者」という。）又は前条第1項の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（第6号様式）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

第10条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（第7号様式）によりその結果を通知するものとする。

（要請及び意見）

第11条 擁護委員は、要請（条例第21条第1項に規定する子どもの権利の侵害を取り除くための要請をいう。）をし、又は意見（条例第21条第2項に規定する子どもの権利の侵害を防ぐための意見をいう。）を述べる場合は、区長及び教育委員会にその内容を通知した上、要請・意見表明通知書（第8号様式）により行うものとする。

2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

（対応についての報告）

第12条 擁護委員は、区長又は教育委員会が条

例第21条第5項の規定による対応についての報告の求めに応じた場合において、申立者又は同意者があるときは、要請・意見表明への対応内容通知書（第9号様式）によりその内容を通知するものとする。

（公表）

第13条 条例第21条第6項の規定による要請、意見及び対応についての報告の内容の公表及び条例第23条の規定による活動の内容の公表は、公告その他の広く区民に周知させる方法により行うものとする。

（身分証明書）

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員（条例第24条第2項の相談・調査専門員をいう。）は、調査又は調整（条例第20条第3項の子どもの権利の侵害を取り除くための調整をいう。）をするときは、身分証明書（第10号様式）を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

（擁護委員会議）

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する擁護委員会議を設置するものとする。

2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会議は、非公開とする。

5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が定めるものとする。

（委任）

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、世田谷区子ども条例等の一部を改正する条例（平成24年12月世田谷区条例第82号）第1条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限る。）の施行の日から施行する。ただし、第1条から第3条まで、第15条及び第16条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

## 相談状況の集計推移（年度の記載がない表は全て平成28年度の集計です）

### 1. 初回の相談方法と件数（新規件数）

	年度	電話	メール	面接	手紙	F A X	合計
子ども	25	51 (38.6%)	9 (6.8%)	2 (1.5%)	3 (2.3%)	—	65 (49.2%)
	26	108 (49.3%)	21 (9.6%)	3 (1.4%)	3 (1.4%)	—	135 (61.6%)
	27	131 (54.8%)	23 (9.6%)	3 (1.3%)	1 (0.4%)	—	158 (66.1%)
	28	151 (48.9%)	32 (10.4%)	5 (1.6%)	1 (0.3%)	—	189 (61.2%)
おとな	25	57 (43.2%)	4 (3.0%)	5 (3.8%)	1 (0.8%)	—	67 (50.8%)
	26	80 (36.5%)	3 (1.4%)	1 (0.5%)	—	—	84 (38.4%)
	27	72 (30.1%)	3 (1.3%)	6 (2.5%)	—	—	81 (33.9%)
	28	111 (35.9%)	4 (1.3%)	5 (1.6%)	—	—	120 (38.8%)
合計	25	108 (81.8%)	13 (9.8%)	7 (5.3%)	4 (3.1%)	—	132 (100.0%)
	26	188 (85.8%)	24 (11.0%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	—	219 (100.0%)
	27	203 (84.9%)	26 (10.9%)	9 (3.8%)	1 (0.4%)	—	239 (100.0%)
	28	262 (84.8%)	36 (11.7%)	10 (3.2%)	1 (0.3%)	—	309 (100.0%)

### 2. 初回の相談者の内訳（新規件数）

年度	本人	母親	父親	祖父母	友だち	きょうだい	関係機関	その他	合計
25	64 (48.5%)	52 (39.4%)	6 (4.5%)	4 (3.0%)	1 (0.8%)	—	—	5 (3.8%)	132 (100.0%)
26	131 (59.8%)	68 (31.1%)	4 (1.8%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	—	3 (1.4%)	6 (2.7%)	219 (100.0%)
27	158 (66.1%)	61 (25.5%)	8 (3.3%)	2 (0.8%)	—	—	6 (2.5%)	4 (1.7%)	239 (100.0%)
28	186 (60.2%)	89 (28.8%)	8 (2.6%)	5 (1.6%)	3 (1.0%)	—	10 (3.2%)	8 (2.6%)	309 (100.0%)

### 3. 相談対象となる子どもの所属（新規件数）

年度	未就学	小学校	中学校	高校	不明	合計
25	11 (8.3%)	66 (50.0%)	36 (27.3%)	6 (4.5%)	13 (9.8%)	132 (100.0%)
26	8 (3.7%)	129 (58.9%)	50 (22.8%)	26 (11.9%)	6 (2.7%)	219 (100.0%)
27	1 (0.4%)	138 (57.7%)	66 (27.6%)	26 (10.9%)	8 (3.3%)	239 (100.0%)
28	6 (1.9%)	176 (57.0%)	84 (27.2%)	39 (12.6%)	4 (1.3%)	309 (100.0%)

### 4. 相談の内容（新規件数）

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
25	28 (21.2%)	21 (15.9%)	13 (9.8%)	7 (5.3%)	2 (1.5%)	1 (0.8%)	1 (0.8%)	—	—	—
26	44 (20.1%)	19 (8.7%)	8 (3.7%)	4 (1.8%)	—	—	2 (0.9%)	1 (0.5%)	—	1 (0.5%)
27	30 (12.6%)	36 (15.1%)	7 (2.9%)	5 (2.1%)	2 (0.8%)	4 (1.7%)	—	—	—	1 (0.4%)
28	44 (14.2%)	41 (13.3%)	14 (4.5%)	6 (1.9%)	—	5 (1.6%)	6 (1.9%)	—	—	1 (0.3%)
年度	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
25	21 (15.9%)	13 (9.8%)	7 (5.3%)	4 (3.0%)	3 (2.3%)	3 (2.3%)	3 (2.3%)	—	5 (3.8%)	132 (100.0%)
26	50 (22.8%)	26 (11.9%)	14 (6.4%)	9 (4.1%)	3 (1.4%)	4 (1.8%)	18 (8.2%)	2 (0.9%)	14 (6.4%)	219 (100.0%)
27	73 (30.5%)	28 (11.7%)	12 (5.0%)	4 (1.7%)	2 (0.8%)	6 (2.5%)	15 (6.3%)	2 (0.8%)	12 (5.0%)	239 (100.0%)
28	65 (21.0%)	39 (12.6%)	16 (5.2%)	33 (10.7%)	7 (2.3%)	10 (3.2%)	12 (3.9%)	1 (0.3%)	9 (2.9%)	309 (100.0%)

※は新規件数に前年度からの継続件数73件を加えた382件に対しての回数

### 5. 相談内容別（新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数）

年度	いじめ	学校・教職員等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
25	11 (16.9%)	8 (12.3%)	5 (7.7%)	—	—	—	—	—	—	—
26	24 (17.8%)	9 (6.7%)	2 (1.5%)	1 (0.7%)	—	—	1 (0.7%)	1 (0.7%)	—	—
27	16 (10.1%)	11 (7.0%)	4 (2.5%)	2 (1.3%)	—	—	—	—	—	—
28	19 (10.1%)	17 (9.0%)	6 (3.2%)	2 (1.1%)	—	—	4 (2.1%)	—	—	—
年度	対人関係の悩み	家庭・家族の悩み	子育ての悩み	学校の悩み	話し相手	学習・進路の悩み	心身の悩み	性の悩み	その他	合計
25	18 (27.7%)	9 (13.8%)	—	2 (3.1%)	3 (4.6%)	3 (4.6%)	1 (1.5%)	—	5 (7.7%)	65 (100.0%)
26	42 (31.1%)	17 (12.6%)	—	6 (4.4%)	3 (2.2%)	4 (3.0%)	15 (11.1%)	2 (1.5%)	8 (5.9%)	135 (100.0%)
27	66 (41.8%)	23 (14.6%)	—	4 (2.5%)	1 (0.6%)	6 (3.8%)	15 (9.5%)	2 (1.3%)	8 (5.1%)	158 (100.0%)
28	59 (31.2%)	34 (18.0%)	—	17 (9.0%)	7 (3.7%)	5 (2.6%)	11 (5.8%)	1 (0.5%)	7 (3.7%)	189 (100.0%)

### 6. 子どもの性別（新規件数）

年度	男	女	不明	合計
25	49 (37.1%)	76 (57.6%)	7 (5.3%)	132 (100.0%)
26	81 (37.0%)	133 (60.7%)	5 (2.3%)	219 (100.0%)
27	100 (41.8%)	134 (56.1%)	5 (2.1%)	239 (100.0%)
28	133 (43.0%)	164 (53.1%)	12 (3.9%)	309 (100.0%)

### 7. 子どもの性別（新規件数のうち初回の相談者が子どもの場合の件数）

年度	男	女	不明	合計
25	12 (18.5%)	52 (80.0%)	1 (1.5%)	65 (100.0%)
26	38 (28.1%)	96 (71.1%)	1 (0.7%)	135 (100.0%)
27	49 (31.0%)	106 (67.1%)	3 (1.9%)	158 (100.0%)
28	65 (34.4%)	123 (65.1%)	1 (0.5%)	189 (100.0%)

### 8. 相談者の相談方法（延べ相談回数）

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	452 (55.7%)	282 (34.7%)	77 (9.5%)	1 (0.1%)	—	812 (100.0%)
おとな	354 (76.8%)	48 (10.4%)	52 (11.3%)	1 (0.2%)	6 (1.3%)	461 (100.0%)
合計	806 (63.3%)	330 (25.9%)	129 (10.1%)	2 (0.2%)	6 (0.5%)	1,273 (100.0%)

### 9. 「せたホッと」から相談者への対応方法（延べ対応回数）※

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	34 (10.6%)	271 (84.4%)	15 (4.7%)	1 (0.3%)	—	321 (100.0%)
おとな	182 (68.4%)	31 (11.7%)	46 (17.3%)	3 (1.1%)	4 (1.5%)	266 (100.0%)
合計	216 (36.8%)	302 (51.4%)	61 (10.4%)	4 (0.7%)	4 (0.7%)	587 (100.0%)

### 10. 委員・専門員の総活動回数（方法別）※

年度	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
25	891 (67.7%)	203 (15.4%)	202 (15.3%)	10 (0.8%)	11 (0.8%)	1,317 (100.0%)
26	1,134 (65.7%)	346 (20.0%)	235 (13.6%)	8 (0.5%)	3 (0.2%)	1,726 (100.0%)
27	1,383 (67.6%)	333 (16.3%)	306 (14.9%)	16 (0.8%)	9 (0.4%)	2,047 (100.0%)
28	1,445 (60.7%)	633 (26.6%)	279 (11.7%)	6 (0.3%)	17 (0.7%)	2,380 (100.0%)



### 11. 委員・専門員の総活動回数(対応先別) ※

年度	子ども	おとな	関係機関	合計
25	496 (37.7%)	492 (37.3%)	329 (25.0%)	1,317 (100.0%)
26	721 (41.8%)	599 (34.7%)	406 (23.5%)	1,726 (100.0%)
27	790 (38.6%)	703 (34.3%)	554 (27.1%)	2,047 (100.0%)
28	1,133 (47.6%)	727 (30.5%)	520 (21.8%)	2,380 (100.0%)

### 12. 新規件数と総活動回数の月別推移

	新規件数	総活動回数
4月	16 (5.2%)	192 (8.1%)
5月	31 (10.0%)	288 (12.1%)
6月	44 (14.2%)	282 (11.8%)
7月	26 (8.4%)	240 (10.1%)
8月	10 (3.2%)	96 (4.0%)
9月	22 (7.1%)	150 (6.3%)
10月	40 (12.9%)	221 (9.3%)
11月	24 (7.8%)	148 (6.2%)
12月	30 (9.7%)	203 (8.5%)
1月	13 (4.2%)	148 (6.2%)
2月	22 (7.1%)	191 (8.0%)
3月	31 (10.0%)	221 (9.3%)
合計	309 (100.0%)	2,380 (100.0%)

### 13. 初回の相談方法と初回の相談者別クロス集計

	本人	母親	父親	祖父母	友だち	その他	関係機関	合計
電話	148 (47.9%)	84 (27.2%)	6 (1.9%)	4 (1.3%)	3 (1.0%)	8 (2.6%)	9 (2.9%)	262 (84.8%)
メール	32 (10.4%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)	—	—	—	—	36 (11.7%)
面接	5 (1.6%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	—	—	1 (0.3%)	10 (3.2%)
手紙	1 (0.3%)	—	—	—	—	—	—	1 (0.3%)
FAX	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	186 (60.2%)	89 (28.8%)	8 (2.6%)	5 (1.6%)	3 (1.0%)	8 (2.6%)	10 (3.2%)	309 (100.0%)

### 14. すべての相談回数における相談方法と相談者別クロス集計 ※

	電話	メール	面接	手紙	FAX	合計
子ども	486 (42.9%)	553 (48.8%)	92 (8.1%)	2 (0.2%)	—	1,133 (100.0%)
おとな	536 (73.7%)	79 (10.9%)	98 (13.5%)	4 (0.6%)	10 (1.4%)	727 (100.0%)
関係機関	423 (81.3%)	1 (0.2%)	89 (17.1%)	—	7 (1.3%)	520 (100.0%)
合計	1,445 (60.7%)	633 (26.6%)	279 (11.7%)	6 (0.3%)	17 (0.7%)	2,380 (100.0%)



※は新規件数に前年度からの継続件数65件を加えた304件に対しての回数

### 15. 総活動回数における対応方法と対応時間別クロス集計 ※

	10分未満	10分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満	2時間以上	メール・ FAX	手紙	合計
電話 (相談者から)	276 (11.6%)	335 (14.1%)	153 (6.4%)	35 (1.5%)	7 (0.3%)	—	—	—	806 (33.9%)
電話 (事務局から)	124 (5.2%)	76 (3.2%)	14 (0.6%)	2 (0.1%)	—	—	—	—	216 (9.1%)
電話 (関係機関(者))	284 (11.9%)	119 (5.0%)	19 (0.8%)	1 (0.0%)	—	—	—	—	423 (17.8%)
メール (相談者から)	—	—	—	—	—	—	330 (13.9%)	—	330 (13.9%)
メール (事務局から)	—	—	—	—	—	—	302 (12.7%)	—	302 (12.7%)
メール (関係機関(者))	—	—	—	—	—	—	1 (0.0%)	—	1 (0.0%)
面接 (事務所)	11 (0.5%)	13 (0.5%)	39 (1.6%)	32 (1.3%)	19 (0.8%)	15 (0.6%)	—	—	129 (5.4%)
訪問 (学校)	—	2 (0.1%)	6 (0.3%)	7 (0.3%)	6 (0.3%)	27 (1.1%)	—	—	48 (2.0%)
訪問 (その他)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	3 (0.1%)	6 (0.3%)	2 (0.1%)	—	—	—	13 (0.5%)
訪問 (関係機関(者))	5 (0.2%)	13 (0.5%)	16 (0.7%)	24 (1.0%)	8 (0.3%)	23 (1.0%)	—	—	89 (3.7%)
手紙 (相談者から)	—	—	—	—	—	—	—	2 (0.1%)	2 (0.1%)
手紙 (事務局から)	—	—	—	—	—	—	—	4 (0.2%)	4 (0.2%)
手紙 (関係機関(者))	—	—	—	—	—	—	—	—	—
FAX (相談者から)	—	—	—	—	—	—	6 (0.3%)	—	6 (0.3%)
FAX (事務局から)	—	—	—	—	—	—	4 (0.2%)	—	4 (0.2%)
FAX (関係機関(者))	—	—	—	—	—	—	7 (0.3%)	—	7 (0.3%)
合計	701 (29.5%)	559 (23.5%)	250 (10.5%)	107 (4.5%)	42 (1.8%)	65 (2.7%)	650 (27.3%)	6 (0.3%)	2,380 (100.0%)

### 16. 相談の継続回数と相談内容のクロス集計

	いじめ	学校・教職員 等の対応	虐待	不登校	行政の対応	非行・問題 行動	体罰	差別	セクハラ	学校事故
1回のみ	22 (7.1%)	13 (4.2%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	—	—	2 (0.6%)	—	—	1 (0.3%)
2～9回	11 (3.6%)	20 (6.5%)	9 (2.9%)	3 (1.0%)	—	2 (0.6%)	4 (1.3%)	—	—	—
10回以上	11 (3.6%)	7 (2.3%)	3 (1.0%)	1 (0.3%)	—	3 (1.0%)	2 (0.6%)	—	—	—
合計	44 (14.2%)	40 (12.9%)	13 (4.2%)	6 (1.9%)	—	5 (1.6%)	8 (2.6%)	—	—	1 (0.3%)
	対人関係 の悩み	家庭・家族 の悩み	子育ての 悩み	学校の 悩み	話し相手	学習・進路 の悩み	心身の 悩み	性の悩み	その他	合計
1回のみ	43 (13.9%)	23 (7.4%)	14 (4.5%)	14 (4.5%)	1 (0.3%)	8 (2.6%)	4 (1.3%)	1 (0.3%)	5 (1.6%)	154 (49.8%)
2～9回	19 (6.1%)	14 (4.5%)	1 (0.3%)	13 (4.2%)	5 (1.6%)	2 (0.6%)	7 (2.3%)	—	2 (0.6%)	112 (36.2%)
10回以上	4 (1.3%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)	5 (1.6%)	1 (0.3%)	—	1 (0.3%)	—	2 (0.6%)	43 (13.9%)
合計	66 (21.4%)	39 (12.6%)	16 (5.2%)	32 (10.4%)	7 (2.3%)	10 (3.2%)	12 (3.9%)	1 (0.3%)	9 (2.9%)	309 (100.0%)

### 17. 初回の相談受付の曜日別(新規件数)

月曜日	38 (12.3%)
火曜日	63 (20.4%)
水曜日	59 (19.1%)
木曜日	47 (15.2%)
金曜日	37 (12.0%)
土曜日	28 (9.1%)
メール・手紙	37 (12.0%)
合計	309 (100.0%)

### 18. 初回の相談受付の時間帯別(新規件数)

10時台	9 (2.9%)
11時台	3 (1.0%)
12時台	7 (2.3%)
13時台	38 (12.3%)
14時台	33 (10.7%)
15時台	31 (10.0%)
16時台	48 (15.5%)
17時台	35 (11.3%)
18時台	31 (10.0%)
19時台	37 (12.0%)
時間外受付(メール・手紙)	37 (12.0%)
合計	309 (100.0%)

### 19. 総活動回数(男女別) ※

男	1,025 (43.1%)
女	1,228 (51.6%)
不明	127 (5.3%)
合計	2,380 (100.0%)

### 20. 初回の相談件数における相談の内容と発生場所のクロス表(新規件数)

	学校	家庭	塾・習い事	近所	幼稚園・ 保育園	施設 (入所・通所)	児童館	その他	合計
対人関係の悩み	61 (19.7%)	—	3 (1.0%)	1 (0.3%)	—	—	—	—	65 (21.0%)
学校・教職員等の対応	38 (12.3%)	—	—	—	1 (0.3%)	1 (0.3%)	1 (0.3%)	—	41 (13.3%)
いじめ	43 (13.9%)	—	1 (0.3%)	—	—	—	—	—	44 (14.2%)
家族・家庭の悩み	3 (1.0%)	36 (11.7%)	—	—	—	—	—	—	39 (12.6%)
心身の悩み	7 (2.3%)	5 (1.6%)	—	—	—	—	—	—	12 (3.9%)
子育ての悩み	3 (1.0%)	12 (3.9%)	—	—	1 (0.3%)	—	—	—	16 (5.2%)
虐待	1 (0.3%)	13 (4.2%)	—	—	—	—	—	—	14 (4.5%)
学習・進路の悩み	7 (2.3%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)	—	—	—	—	—	10 (3.2%)
不登校	6 (1.9%)	—	—	—	—	—	—	—	6 (1.9%)
学校の悩み	33 (10.7%)	—	—	—	—	—	—	—	33 (10.7%)
非行・問題行動	5 (1.6%)	—	—	—	—	—	—	—	5 (1.6%)
話し相手	3 (1.0%)	4 (1.3%)	—	—	—	—	—	—	7 (2.3%)
体罰	5 (1.6%)	—	1 (0.3%)	—	—	—	—	—	6 (1.9%)
性の悩み	1 (0.3%)	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.3%)
学校事故	—	—	—	—	—	—	1 (0.3%)	—	1 (0.3%)
その他	3 (1.0%)	2 (0.6%)	—	1 (0.3%)	—	—	—	3 (1.0%)	9 (2.9%)
合計	219 (70.9%)	74 (23.9%)	6 (1.9%)	2 (0.6%)	2 (0.6%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	3 (1.0%)	309 (100.0%)

## 21. 初回の相談件数における相談の内容と権利を侵害したとされる者のクロス表（新規件数）

	いない	友だち	学校関係者	父親	母親	父母以外の親族	施設関係者	近所のおとな	先輩・後輩	その他	不明	合計
対人関係の悩み	57 (18.4%)	7 (2.3%)	—	—	—	—	—	—	1 (0.3%)	—	—	65 (21.0%)
学校・教職員等の対応	9 (2.9%)	—	30 (9.7%)	—	—	—	2 (0.6%)	—	—	—	—	41 (13.3%)
いじめ	3 (1.0%)	39 (12.6%)	—	—	—	—	—	—	1 (0.3%)	—	1 (0.3%)	44 (14.2%)
家族・家庭の悩み	37 (12.0%)	—	—	—	—	1 (0.3%)	—	—	—	—	1 (0.3%)	39 (12.6%)
心身の悩み	12 (3.9%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12 (3.9%)
子育ての悩み	16 (5.2%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16 (5.2%)
虐待	—	—	—	4 (1.3%)	8 (2.6%)	2 (0.6%)	—	—	—	—	—	14 (4.5%)
学習・進路の悩み	9 (2.9%)	—	1 (0.3%)	—	—	—	—	—	—	—	—	10 (3.2%)
不登校	6 (1.9%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6 (1.9%)
学校の悩み	31 (10.0%)	2 (0.6%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33 (10.7%)
非行・問題行動	4 (1.3%)	1 (0.3%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5 (1.6%)
話し相手	7 (2.3%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7 (2.3%)
体罰	—	—	5 (1.6%)	—	—	—	1 (0.3%)	—	—	—	—	6 (1.9%)
性の悩み	1 (0.3%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.3%)
学校事故	1 (0.3%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.3%)
その他	8 (2.6%)	—	—	—	—	—	—	—	—	1 (0.3%)	—	9 (2.9%)
合計	201 (65.0%)	49 (15.9%)	36 (11.7%)	4 (1.3%)	8 (2.6%)	3 (1.0%)	3 (1.0%)	—	2 (0.6%)	1 (0.3%)	2 (0.6%)	309 (100.0%)

## 22. 委員が対応した場合の相談内容（新規件数のうち）

対人関係	1	(2.0%)
学校・教職員等の対応	14	(28.6%)
いじめ	13	(26.5%)
虐待	5	(10.2%)
体罰	5	(10.2%)
学校の悩み	5	(10.2%)
非行・問題行動	5	(10.2%)
その他	1	(2.0%)
合計	49	(100.0%)

## アンケート結果

### せたがやふるさと区民まつり

■日時／平成28年8月6日（土）、7日（日） ■場所／馬事公苑

■内容／クイズ・アンケート回答～コイン落としゲーム

せたホッとクイズ・アンケート回答者	こども（小学生以上）	未就学児（おとな代筆）、 おとな	合計
2日間合計	455	300	755
せたホッとゲーム参加者（幼児：264、小学生：406、中学生：21、高校生：3、不明等：61）			

#### 小学生以上

クイズ1 セタホットはだれがつかえるの？	
①0さいから小学校卒業まで	35
②0さいから高校卒業まで	166
③小学校入学から高校卒業まで	136
不明	118
合計	455

アンケート1 あなたはせたホットをしていますか？	
①している	260
②しらない	187
不明	8
合計	455

アンケート3 いじめがあったら誰かに相談できる？	
①できる	411
②できない	36
不明	8
合計	455

クイズ2 「せたホット」は8月18日なにをする？	
①なつやすみキャンプ	68
②ネットトラブルのお話	254
③絵日記の書きかた勉強会	11
不明	122
合計	455

アンケート2 じぶんのまわりでいじめがあると思う？	
①している	143
②しらない	305
不明	7
合計	455

アンケート4 セタがや区内？区外？	
区内	357
区外	68
不明	30
合計	455

#### 未就学児（おとな代筆）、おとな

クイズ1 セタホットはだれがつかえるの？	
①0歳から12歳	101
②0歳から18歳	118
③6歳から18歳	42
不明	39
合計	300

アンケート1 子どもは世田谷区在住、または在学？	
①はい	244
②いいえ	54
不明	2
合計	300

アンケート3 「せたホット」を知っている？	
①はい	79
②いいえ	218
不明	3
合計	300

クイズ2 セタホットはワークショップで何をする？	
①夏休みキャンプ	99
②ネットトラブルのお話	122
③絵日記の書きかた勉強会	16
不明	63
合計	300

アンケート2 「世田谷区子ども条例」を知っている？	
①はい	68
②いいえ	228
不明	4
合計	300



おはなし  
きかせてね

# ホッとにきゅうさいFAX

(「せたがやホッと子どもサポート」へのそだんFAX)

年 月 日

そだん  
相談したい内容は、つぎ  
次のどれにあてはまりますか。ひとつえらんでください

- いじめ     たいばつ     いじめ・たいばつではない学校のこと     ぎゃくたい  
 虐待ではない家庭のこと     しょくば     そのほかのこと

そだんないよう か  
相談内容を書いてください



あなた (相談したい人) のことを教えてください

★名前 (またはニックネーム) なまえ ふりがな 名前:

★年齢 ねんれい さい 歳

★せたホッとからの返事 へんじ

FAXで返事がほしい FAX番号 \_\_\_\_\_  返事はらない

電話または会って話したい 電話番号 \_\_\_\_\_

★ここからしたは、よければおしえてください

でんわばんごう  
電話番号 \_\_\_\_\_

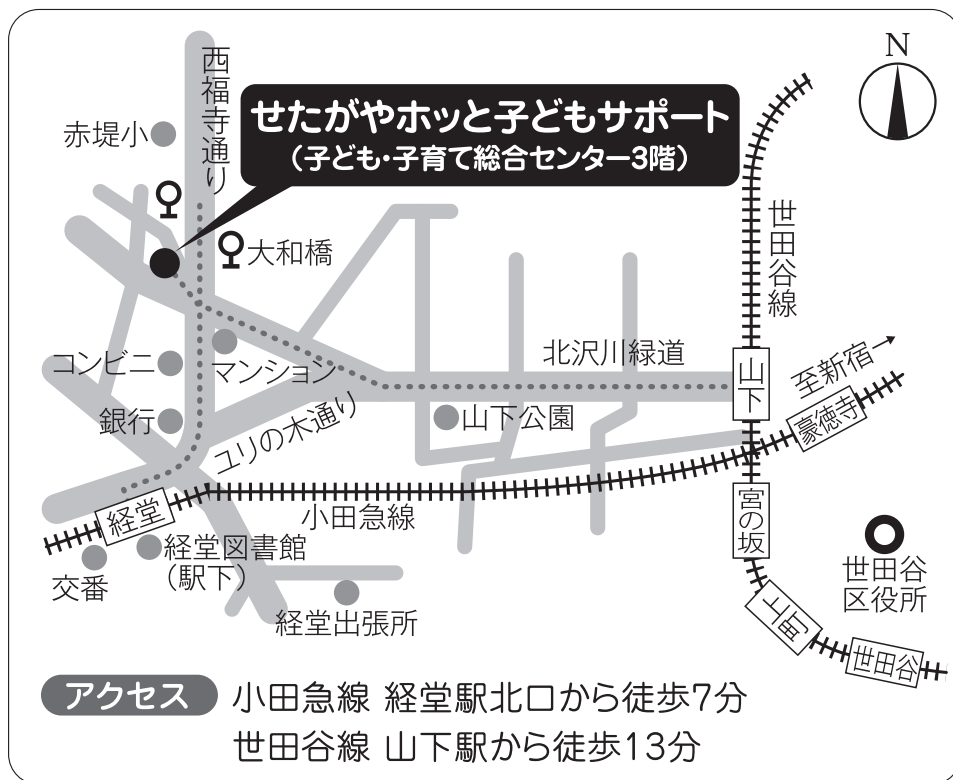
がっこうめい  
学校名 \_\_\_\_\_

じゅうしょ  
住所 \_\_\_\_\_

せいべつ  
性別 \_\_\_\_\_







せたがやホット子どもサポート 活動報告書〈平成28年度〉  
平成29年6月 発行

編集・発行／世田谷区子どもの人権擁護機関(せたがやホット子どもサポート)

〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-15-15

(世田谷区立子ども・子育て総合センター3階)

TEL／03-3439-8415(事務局) FAX／03-3439-6777

せたがやホット子どもサポートホームページ

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/137/545/d00126031.html>

ホット にきゅうさい  
**相談専用電話 0120-810-293(フリーダイヤル)**

★相談時間 月～金：午後1時～午後8時 土：午前10時～午後6時  
(日曜・祝日・年末年始をのぞく)

